

山梨県の環境アセスメント (環境影響評価手続の手引き)



山 梨 県
平成30年3月

空白

目 次

はじめに.....	1
用語の解説.....	2
第1章 環境影響評価制度について.....	3
第1節 環境影響評価制度.....	3
第2節 環境影響評価手続の流れ.....	6
第2章 各手続に係る書類の作成.....	9
第1節 第三分類事業の判定（スクリーニング）手続.....	9
第2節 環境影響評価方法書手続（スコーピング）.....	16
第3節 環境影響評価の実施.....	26
第4節 環境影響評価準備書手続.....	31
第5節 環境影響評価書手続.....	37
第6節 事業実施中及び実施後の手続.....	41
第3章 情報公開と住民参加.....	47
第1節 住民参加の意義.....	47
第2節 意見の形成にあたって.....	47
第3節 意見書の提出.....	48
第4節 公聴会への参加.....	49
第5節 公告・縦覧.....	50
第6節 説明会の開催.....	50
第7節 本制度において述べることのできない意見.....	50
第4章 環境影響評価等技術審議会.....	51
第1節 環境影響評価等技術審議会とは.....	51
第2節 環境影響評価等技術審議会について.....	51
第5章 他法令との関係.....	52
第1節 都市計画法との関係.....	52

空白

はじめに

本県の環境影響評価制度は、平成 2 年に「山梨県環境影響評価等指導要綱」を制定し、以来、環境影響評価を実施してきました。

この間、地球環境問題をはじめ環境問題は複雑多岐かつ広範囲にわたっており、次世代への影響が懸念される状況にあり、平成 9 年には環境影響評価法が制定され、新たな環境影響評価制度を構築する必要が生じてきました。

本県では、平成 10 年 3 月に「山梨県環境影響評価条例」を制定し、平成 11 年 6 月 12 日から施行しています。

本冊子は、本県の環境影響評価制度の内容を御理解いただくための参考資料として御活用していただきたいと思います。

用語の解説

この冊子において、次の用語は注意書き等がない場合は以下のことを意味するものとします。

- (1) 県民： 環境の保全の見地からの意見を有する者の総称として「県民」と記載し
ず。
本県条例で言う「環境の保全の見地からの意見を有する者」とは、事業に
係る環境の保全の見地からの意見がある人であり、環境の保全の見地からの
意見であれば、誰でも意見を言うことができます。
- (2) 意見： 環境の保全の見地からの意見
- (3) 調査： 事業実施区域及びその周辺の環境の状況を把握するために行われる調査
をいい、予測に必要な情報の収集を文献調査、現地調査、聴き取り調査など
により行うことをいいます。
- (4) 予測： 調査の結果に基づき、対象事業の実施が環境に及ぼす影響についてその
内容及び程度を把握するために行う予測をいい、数理解析、モデルによる実験、
類似事例の引用その他の手法により定量的（やむを得ない場合は定性的）に
行うことをいいます。
- (5) 評価： 調査及び予測並びに環境の保全のための措置の検討結果をもとに、環境
の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討することをい
い、環境の現状と環境の保全のための措置による影響の低減を明らかにする
とともに、最終的に残る環境影響について明らかにすることをいいます。
- (6) 総合評価： 事業が環境に及ぼす影響について事業特性をもとに整理し、事業特性
が複数の選定項目に与える影響等について検討を行い、事業が環境に及
ぼす影響を総合的に明らかにすることをいいます。

第1章 環境影響評価制度について

第1節 環境影響評価制度

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業（法律や条令で定められた事業）を実施しようとする者（以下「事業者」という。）が、その実施に先立ち、現在の環境を調査する中で事業の実施に伴って生ずる環境に及ぼす影響について予測し、県民や行政機関から意見を聴きながら、環境の保全のための措置を検討するとともに、その結果を事業に反映するための制度です。

2 山梨県の環境影響評価制度

環境影響評価法（以下「法」という。）と山梨県環境影響評価条例（以下「条例」という。）の2本立ての運用をしています。

本県独自の制度として、

- ・ 手続の各段階での意見の提出
- ・ 環境影響評価方法書・環境影響評価準備書段階における公聴会の開催
- ・ 事業の実施中（工事中）や実施後（供用後）の調査及び結果の公表
- ・ 法では対象としない種類・規模の事業についても条例の対象事業とするなど、きめこまやかな手続きとしました。

なお、条例では法の対象事業についても、公聴会や事後調査等の手続を定めています。

条例の「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保」という大きな目的は、県民・事業者・行政がそれぞれの立場で、条例に定めるそれぞれの「役割」をしっかりと担うことにより達成されるものです。

ここで言う「県民」とは山梨県内に住所がある者を指します。

3 環境影響評価制度の対象となる事業

条例の対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の法で定められた13種類(港湾計画を除く)の事業に、下水道終末処理場、レクリエーション施設、工場や事業場等の本県が独自に定めた7種類の事業を加えた19種類の事業(法と条例で宅地の造成の事業が重複)です。(表-1.1.1)

条例では対象事業の規模によって、必ず環境影響評価手続を行う「第一分類事業」及び「第二分類事業」と事業の内容や地域の自然や社会の特性等を考慮して環境影響評価の手続が必要かどうかについて、知事が判定(スクリーニング)を行う「第三分類事業」を定めました。(図-1.1.1)

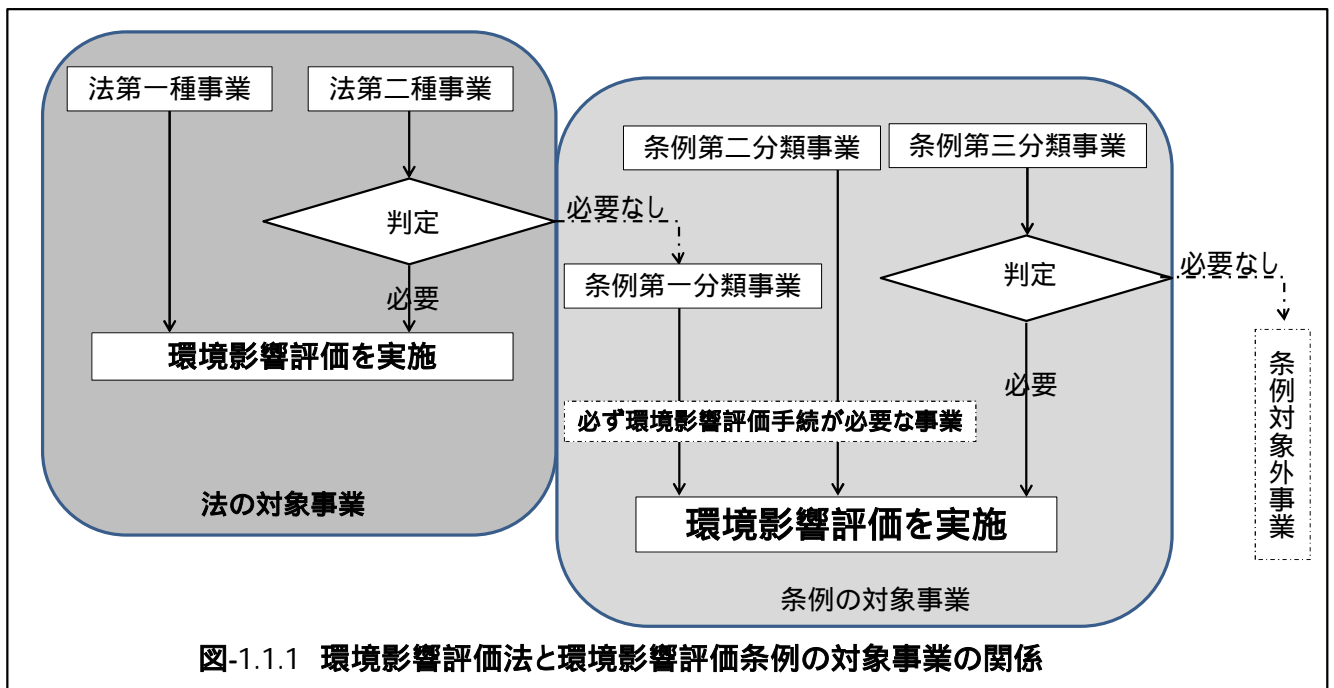


表 - 1.1.1 山梨県の環境アセスメント制度の対象事業種類・規模の一覧（概要）

法令番号	条例番号	事業の種類		環境影響評価法 第一種事業	第二種事業	第二分類事業	第三分類事業
					環境影響評価条例 第一分類事業		
1	道路の新設及び改築の事業	高速道路	新設	全事業を第一種事業として対象			
		"	改築	車線数の増加部分1km以上	法の対象外		
		首都高速道路等	新設	4車線以上を第一種事業として対象	法の対象外		
		"	改築	4車線以上の増加部分1km以上	法の対象外		
		一般国道等(国・県・市町村道)	新設	4車線以上かつ10km以上(国道)	4車線以上かつ7.5km以上(国道)	4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		"	改築	改築後4車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ7.5km以上	改築後4車線以上かつ6km以上、又は2車線以上かつ10km以上	改築後4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上
		農業用道路	新設			幅員5.5m以上かつ10km以上	幅員5.5m以上かつ8km以上
		"	改築			幅員2.75m以上増加(増加後幅員5.5m以上)かつ10km以上	幅員2.75m以上増加(増加後幅員5.5m以上)かつ8km以上
		大規模林道	新設	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上		
		林道	新設			幅員4m以上かつ10km以上	幅員4m以上かつ8km以上
2	ダム・堰及び放水路の新築及び改築の事業	ダム・堰	新築	湛水(貯水)面積100ha以上	湛水(貯水)面積75ha以上	湛水(貯水)面積40ha以上	湛水(貯水)面積30ha以上
		湖沼水位調節施設	新築	水底の面積100ha以上	水底の面積75ha以上		
		放水路	新築	100ha以上の土地の形状変更	75ha以上の土地の形状変更		
3	鉄道及び軌道の建設及び改築の事業	新幹線	建設	全事業を第一種事業として対象			
		普通鉄道	建設	10km以上	7.5km以上	5km以上	
		"	改良	改良部分10km以上	改良部分7.5km以上	改良部分5km以上	
		新設軌道	建設	10km以上	7.5km以上	5km以上	
4	飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	飛行場	設置	2,500m以上	1,875m以上	法の第一種、第二種以外のもの	
		"	変更	500m以上延長(延長後2,500m以上に限る)	375m以上延長(延長後1,875m以上に限る)	375m以上延長(第一種、第二種以外)	
		陸上ヘリポート	設置			救急活動用等を除く陸上ヘリポート	
5	電気工作物の設置又は変更の工事の事業	水力発電所(下段・発電事業者かつ大規模ダム新築等を伴う場合)	設置	出力30,000kw以上	出力22,500kw以上	出力10,000kw以上	出力8,000kw以上
		"	変更	出力22,500kw以上	法の対象外		
		"	変更	出力30,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力22,500kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力10,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力8,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更
		"	変更	出力22,500kw以上の発電設備の新設を伴う変更	法の対象外		
		火力発電所	設置	出力150,000kw以上	出力112,500kw以上	出力20,000kw以上	出力16,000kw以上
		"	変更	出力150,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力112,500kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力20,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力16,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更
		火力発電所(地熱を利用するもの)	設置	出力10,000kw以上	出力7,500kw以上		
		"	変更	出力10,000kw以上の発電設備の新設を伴う変更	出力7,500kw以上の発電設備の新設を伴う変更		
		原子力発電所	設置	全事業を第一種事業として対象			
		"	変更	全事業を第一種事業として対象			
6	廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	一般・産業廃棄物最終処分場	設置	埋立処分面積30ha以上	埋立処分面積25ha以上	埋立処分面積10ha以上	
		"	変更	埋立処分面積30ha以上増加	埋立処分面積25ha以上増加	埋立処分面積10ha以上増加	
		ごみ焼却施設	設置			1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	
		"	変更			1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	
		し尿処理施設	設置			1日当たりの処理能力の合計が100kl以上	
		"	変更			1日当たりの処理能力の合計が100kl以上増加	
		産業廃棄物の焼却施設	設置			1時間当たりの処理能力の合計が8t以上	
		"	変更			1時間当たりの処理能力の合計が8t以上増加	
7	公有水面の埋立及び干拓の事業	公有水面の埋立・干拓		埋立干拓区域50haを超える	埋立干拓区域40ha以上	埋立干拓区域20ha以上	埋立干拓区域10ha以上
8	土地区画整理事業	土地区画整理法に規定する土地区画整理事業		施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積60ha以上	施工区域面積50ha以上
9	住宅団地の造成事業	新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業		施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上
10	工業団地の造成事業	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業		施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上
11	都市基盤の整備事業	新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業		施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上
12	流通業務団地の造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業		施工区域面積100ha以上	施工区域面積75ha以上	施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上
13	宅地の造成事業	独立行政法人都市再生機構が行う宅地造成事業		造成面積100ha以上	造成面積75ha以上	条例番号19にて規定	
		独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地造成事業		造成面積100ha以上	造成面積75ha以上		
13	下水道終末処理場の建設事業	下水道終末処理場	新設			敷地の面積が10ha以上又は計画処理人口が10万人以上	敷地の面積が5ha以上又は計画処理人口が5万人以上
		"	変更			敷地の面積が10ha以上増加又は計画処理人口が10万人以上増加	敷地の面積が5ha以上増加又は計画処理人口が5万人以上増加
14	土石又は砂利の採取事業	土石等の採取事業				事業の用に供する区域面積20ha以上	事業の用に供する区域面積10ha以上
15	墓地又は墓園の造成事業	墓地又は墓園の造成事業				敷地の面積が20ha以上	敷地の面積が10ha以上
16	学校用地の造成事業	学校用地の造成事業				敷地の面積が30ha以上	敷地の面積が15ha以上
17	レクリエーション施設の設置及びその用地の造成事業	レクリエーション施設の設置又はその土地の造成事業				敷地の面積が50ha以上	敷地の面積が25ha以上
18	工場又は事業場の建設事業	工場又は事業場の建設事業				1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が6,000kg以上、又は1日当たりの排水量が10,000立方メートル以上	1時間当たりの燃焼に係る原料若しくは燃料中の炭素量が5,000kg以上、又は1日当たりの排水量が8,000立方メートル以上
19	その他の施行規則第四条で定める事業	その他の宅地の造成の事業(8から12の項、15から17の項に掲げるものを除く。)				施工区域面積30ha以上	施工区域面積15ha以上

(注) 1、環境影響評価法の第一種事業、第二種事業欄が「空白」の事業は、本県独自の対象事業。 2、「」部分は、環境影響評価法の「第一種事業」が従ての規模を対象

3、「」部分は、環境影響評価法条例では設定しないこととした部分。

第2節 環境影響評価手続の流れ

1 第三分類事業の判定（スクリーニング）手続

第三分類事業を実施しようとする事業者は、その事業が地域の環境に対して、著しい影響を及ぼすものとして、環境影響評価を行う必要があるかどうかについて、知事の判定を受ける必要があります。

2 環境影響評価方法書手続（スコーピング）

事業者は、環境影響評価を実施する項目及び手法の案を取りまとめた書類（環境影響評価方法書）を情報公開（公告、縦覧）することにより、県民や知事などから意見を聴きます。

事業者は、これらの意見に配慮して環境影響評価を実施する項目及び手法の選定を行います。

～ 住民参加の機会 ～

事業者が開催する説明会への参加
事業者に対する意見書の提出
公聴会への参加及び意見の申し述べ

3 環境影響評価の実施

事業者は、方法書手続において選定した、環境影響評価を行う項目について、同じく選定した手法により調査を行い、その結果をもとに予測される環境に及ぼす影響を明らかにしたうえで、環境の保全のための措置を検討します。

4 環境影響評価準備書手続

事業者は、環境影響評価結果を取りまとめた書類（環境影響評価準備書）を情報公開することにより、県民や知事などから意見を聴き、これらの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討を行います。

～ 住民参加の機会 ～

事業者が開催する説明会への参加
事業者に対する意見書の提出
公聴会への参加及び意見の申し述べ

5 環境影響評価書手続

事業者は、環境影響評価準備書手続において得られた意見に配慮して環境影響評価準備書の内容に検討を加えた書類（環境影響評価書）を作成し、これをもとに、県民や知事などから意見を聴き、最終的に実施する事業計画及び環境の保全のための措置等について再検討を行います。

事業者は、最終的な内容を取りまとめた書類（補正した環境影響評価書）を作成するとともに、情報公開します。

6 事業実施中及び実施後の手続

事業者は、補正した環境影響評価書に記載された環境の保全のための措置の実施状況及びその措置がとられたことによる影響を事後調査等により把握し、その結果（対象事業実施中間報告書又は対象事業完了報告書）を情報公開することにより、県民や知事などから意見を聴き、これらの意見に配慮して必要な措置があれば検討し、以後の事業に反映するようにします。

～ 住民参加の機会 ～

事業に対する意見書の提出

・ 配慮書手続（ 条例では、当該手続の実施を義務付けていません）

法で定める第一種事業を実施しようとする事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において複数案の検討を行うとともに、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項についての検討結果を取りまとめる手続です。

第二種事業は任意で手続が可能です。

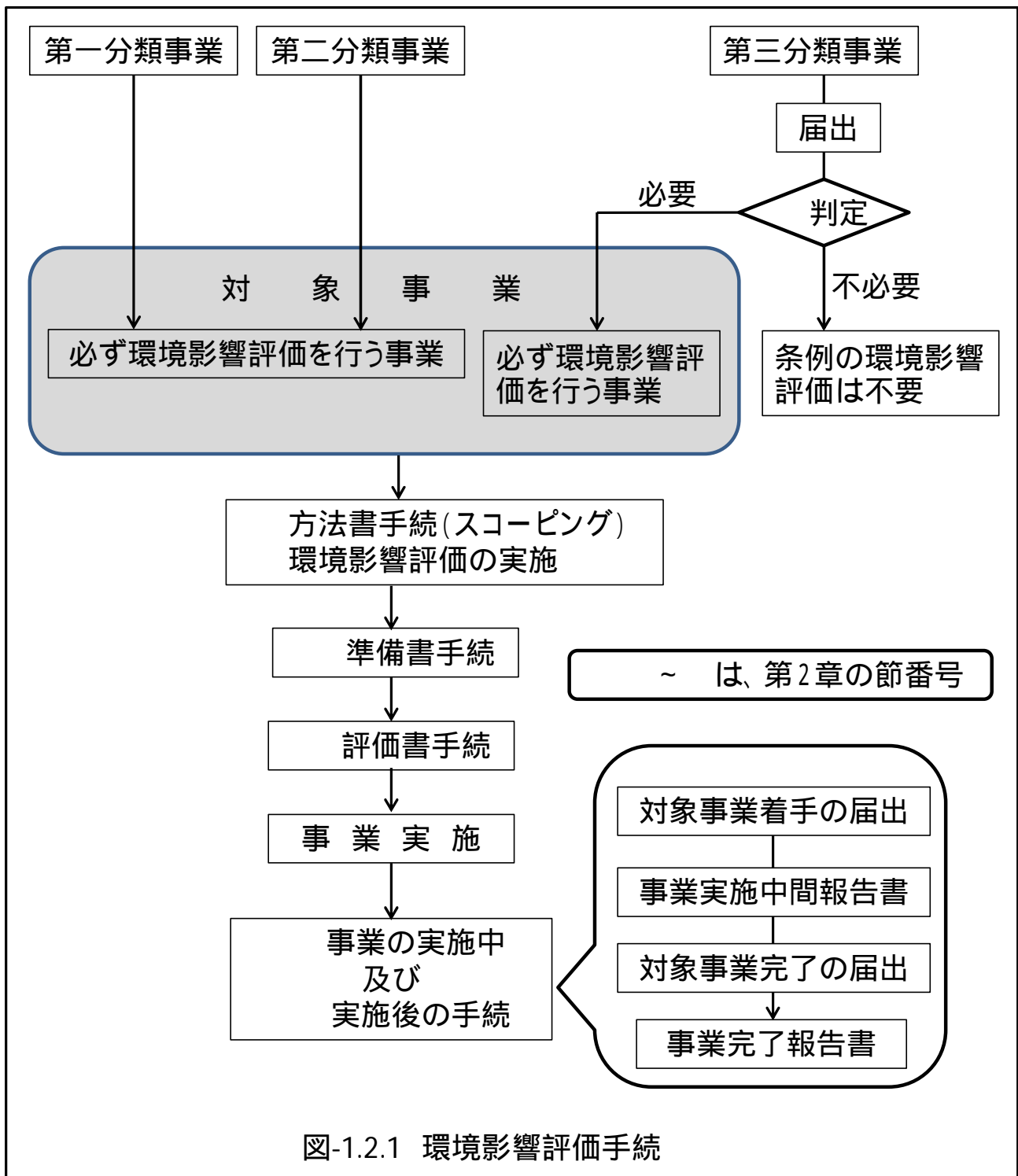


図-1.2.1 環境影響評価手続

空白

第2章 各手続に係る書類の作成

第1節 第三分類事業の判定（スクリーニング）手続

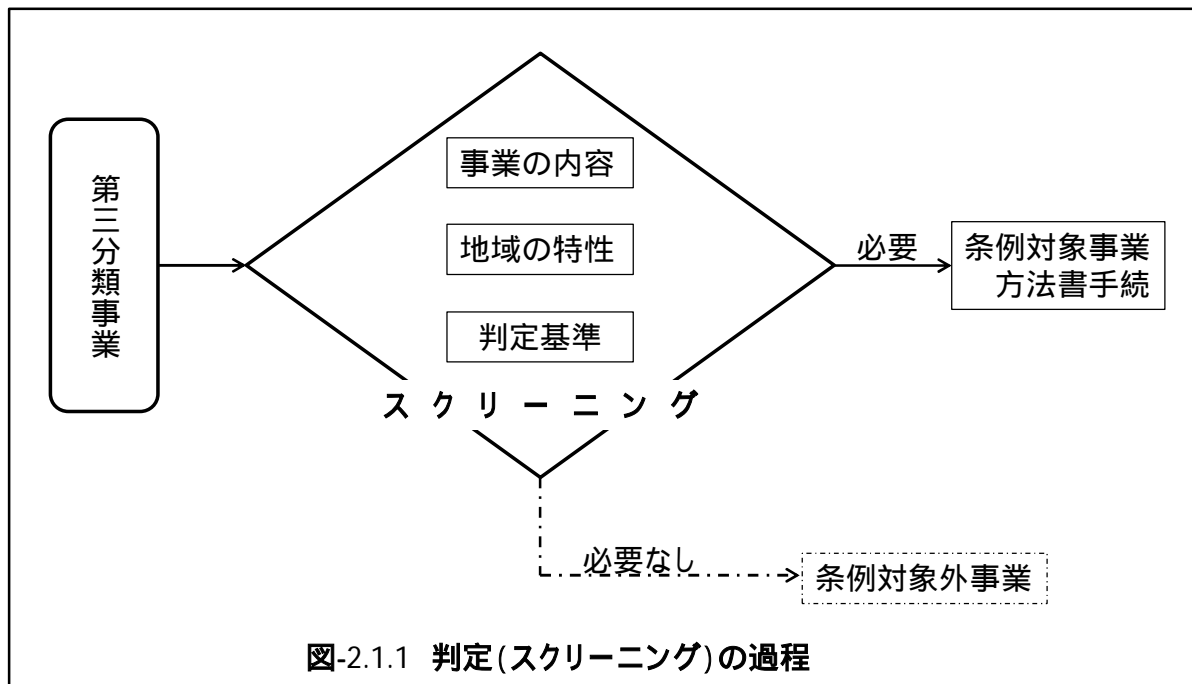
1 判定（スクリーニング）手続とは

学校、病院などのように静穏な環境の確保が特に必要とされる地域において工場を設置する場合や、豊かな自然に囲まれている地域において面的開発を行う場合などは、小さい規模の事業であっても、その環境に及ぼす影響が非常に大きなものとなる場合があります。

そこで、本県では環境影響評価の実施が義務付けられている事業に準じる規模の事業を第三分類事業として定めています。

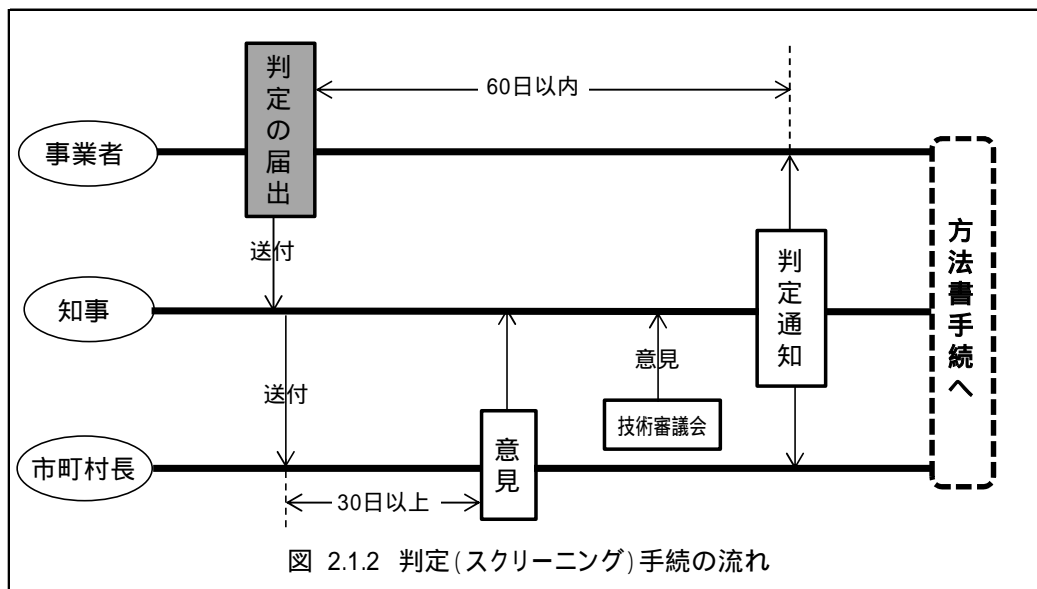
第三分類事業は、事業が行われる「地域の特性」や「事業の内容」等をもとに、環境影響評価の手続が必要かどうかについて、知事が個別に判定します。

この判定のことを「スクリーニング」と言います。「スクリーニング(screening)」とは、「ふるいにかける」という意味です。事業を、「判定基準」というふるいにかけることで、その事業が環境影響評価を行う必要があるかどうか判定することをいいます。



2 判定（スクリーニング）手続の流れ

- ・ 第三分類事業を実施しようとする事業者は、その事業が環境影響評価の手続を行う必要があるかどうかについて判定を受けるために、知事に届出を行います。（施行規則第1号様式）
- ・ 届出書が提出されると知事は、60日以内にその事業が地域の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかを判断するために、影響を受ける可能性のある市町村長及び山梨県環境影響評価等技術審議会（以下「技術審議会」という。）の意見を聴きながら、判定基準に基づき環境影響評価手続を行う必要があるかどうかについて判定を行い、その結果を事業者に通知します。
- ・ 判定により、環境影響評価の手続が必要と判断された事業は、本県の条例の対象事業として、手続を行うこととなります。
- ・ 一方、環境影響評価の手続が不要と判断された事業は、条例の適用は受けません。
なお、同一の場所であっても事業の内容等が変更される場合は、再度判定が必要な場合もあります。



3 判定基準と考え方

第三分類事業の判定基準の概要を表-2.1.1 に示します。第三分類事業が実施される地域及びその周辺において判定基準に示される対象や地域が存在又は将来存在することが明らかであり、かつ、事業の内容がその対象や地域に相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあると判断された場合は、環境影響評価の手続が必要と判定します。

また、判定基準に示された対象が具体的に明らかになっていない場合であっても、計画地及び周辺の環境が既に著しく悪化している場合や著しく悪化する恐れのある場合は環境影響評価の手続きが必要となります。（規則第7条第1項第3号二）

知事は判定に際して、事業に関する情報を、影響を受ける可能性のある市町村長及び技術審議会に送付し、手続の必要性について意見を聴きます。

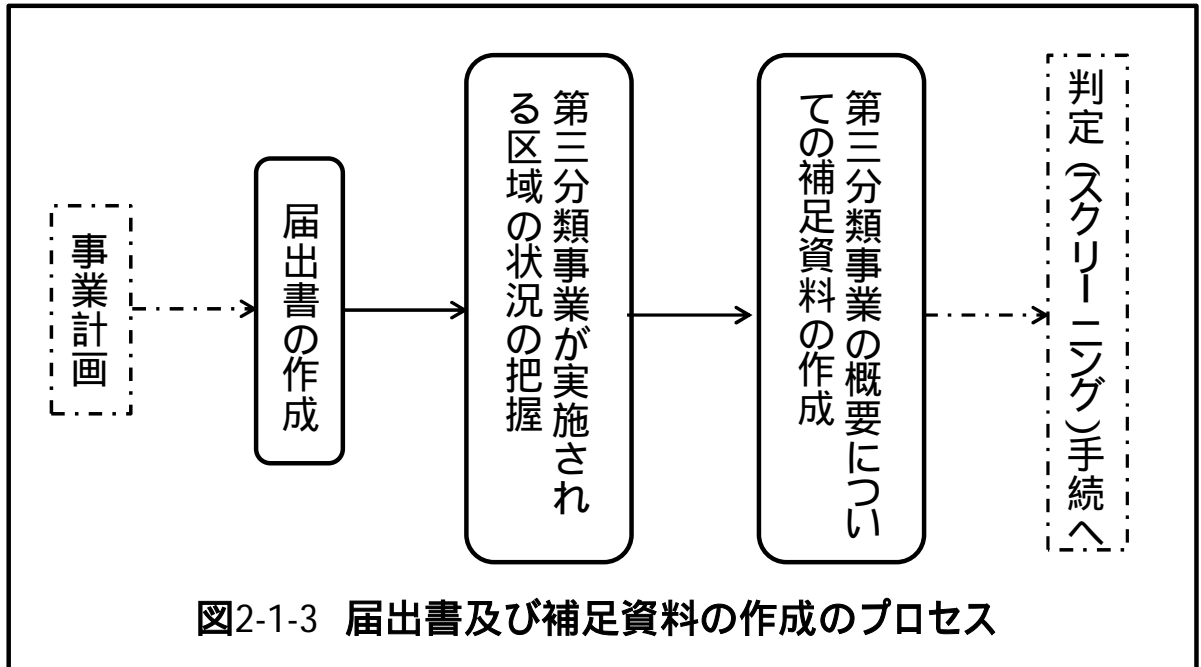
表 2.1.1 第三分類事業の判定基準

1 条例施行規則第7条第1項第1号関係	
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校	幼稚園 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校 大学 高等専門学校
図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館	地方公共団体、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人によって設置された図書館
博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設	博物館法の登録を受けている博物館又は文部科学大臣又は県の教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
医療法(昭和二十三年法律第百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの	病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設	障害者支援施設
老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設として県知事の許可を受けたもの
都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園	都市公園として、地方公共団体又は国が設置したもの
水道原水の取水地点	
住居が集合している地域	県営団地、市町村営団地 等
上に掲げるもののほか、人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域	
自然環境保全法(昭和三十七年法律第八十五号)第四条の規定による基礎調査の結果により、自然度が高い植生の地域であることが確認される地域	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四条第二項の希少野生動植物種の生息又は生育が確認される地域(次号の区域(生息地等保護区)を除く。)	
山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第二条第二項の指定希少野生動植物種の生息又は生育が確認される地域(次号の区域(生息地等保護区)を除く。)	
2 条例施行規則第7条第1項第2号関係	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域	
自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第五条第一項の規定により指定された国立公園及び同条第二項の規定により指定された国定公園の区域	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域	
文化財保護法(昭和二十五年法律第百二十四号)第百九条第一項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)	
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林(同法第二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。の区域	
都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域	
景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号に規定する景観計画区域のうち同条第一項に規定する景観計画において、特に良好な景観を保全し、形成し、又は創出するため、事業の実施が景観に及ぼす影響について適切に配慮する必要があると定められた区域	
山梨県立自然公園条例(昭和三十二年山梨県条例第七十四号)第五条第一項の規定により指定された県立自然公園の区域	
山梨県自然環境保全条例(昭和三十八年山梨県条例第三十八号)第十条第一項の規定により指定された自然環境保全地区の区域又は自然記念物	
やまなしの歴史文化公園に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第六号)第五条第一項の規定により指定された歴史文化公園の区域	
山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第九条第一項の規定により指定された景観形成地域	
山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第二十二條第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域	
3 条例施行規則第7条第1項第3号関係	
環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気の汚染(二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。)、水質の汚濁(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全磷に関するものに限る。又は騒音に係るものが確保されていない地域	
騒音規制法(昭和三十二年法律第九十八号)第十七条第一項に規定する限度を超えている地域	
振動規制法(昭和三十二年法律第六十四号)第十六条第一項に規定する限度を超えている地域	
上に掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域	
4 条例施行規則第7条第1項第4号関係	
当該第三分類事業が実施されるべき区域に標高が千六百メートル以上である地域が存在すること。	
5 条例施行規則第7条第2項	
他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、事業が総体として上記のいずれかの要件に該当する場合	

4 第三分類事業届出書の作成について

(1) 第三分類事業届出書等作成プロセス

第三分類事業届出書(以下「届出書」という。)及び補足資料の作成にあたっては、下の図に沿って検討し作成するものとします。



(2) 届出書の作成

届出書(第一号様式)は、次により作成することとしますが、第一号様式の備考に示した書類は必ず添付する必要があります。

1) 事業の目的

環境影響評価は事業の実施に先立ち行うものであるため、事業の目的等は計画の立案段階(企画段階)において十分検討されていることが前提となります。

そのため、事業の位置付け、必要性及びその背景等については具体的に記載することとします。

2) 事業の概要

環境影響評価制度は、事業に環境への配慮を反映させるための制度であることから、事業内容(詳細)が決定する前に手続を開始する必要があります。

そのため、判定(スクリーニング)手続における事業の概要は、届出を行う時点において既に明らかになっている事項(既に決定している事項)について記載することとします。

また、届出時点ではまだ不確定な部分がある場合については、その旨を明記することとします。

(3) 添付書類

1) 第三分類事業が実施されるべき区域の状況を明らかにした図面等（備考 第1項関係）

- ・ 地域の自然的状況
計画地及び周辺地域の自然環境について、計画の立案段階で明らかになっている事項を項目ごとに取りまとめます。
- ・ 地域の社会的状況
計画地及び周辺地域の人口、産業、土地利用等の社会的状況について、計画の立案段階で明らかになっている事項を項目ごとに取りまとめます。
- ・ 判定の対象となる地域及び対象施設の分布状況の一覧表及び図面の作成
第三分類事業の判定基準となる地域及び対象施設が、計画地及び周辺の地域に存在しているもの又は将来存在することが明らかなものについて、その分布状況とそれらに及ぼすおそれのある対象事業の影響の概要について検討した書類を添付します。

2) 第三分類事業の概要について補足資料（備考 第2項関係）

- ・ 事業計画
第三分類事業について、届出を行う時点ですでに明らかになっている計画の概要、土地利用計画、造成計画、道路計画等について取りまとめます。
- ・ 工事の概要
第三分類事業に伴う工事の概要について、届出を行う時点ですでに明らかになっている施工計画、工事工程（新しい施工方法等により事業を行おうとする場合はその内容）等について取りまとめます。

5 判定手続を経ずに手続を進める場合

判定を受けることなく、環境影響評価その他の手続を実施することもできます。

その場合には、条例第6条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知する必要があります。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

第三分類事業届出書

山梨県環境影響評価条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 第三分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 第三分類事業の種類及び規模
- 3 第三分類事業が実施されるべき区域
- 4 第三分類事業の目的及び概要

備考

- 1 第三分類事業が実施されるべき区域の状況を明らかにした図面を添付すること。
- 2 第三分類事業の概要について補足資料がある場合は、当該資料を添付すること。

<届出書の構成例>	<備考>
<p>第1章 第三分類事業の概要等</p> <p>1-1 <u>事業者の氏名及び住所</u> 事業者の氏名 事業者の住所</p> <p>1-2 <u>事業の名称等</u> 事業の名称 事業の種類 事業の規模 事業の種類・規模は対象事業の種類・規模を記載する。</p> <p>1-3 <u>第三分類事業が実施されるべき区域</u> 事業計画区域 第三分類事業の判定基準となる地域及び施設の一覧及び分布状況</p> <p>1-4 <u>第三分類事業の目的及び概要</u></p> <p>1-4-1 事業の目的 ○ 目的 ○ 計画地の選定理由</p> <p>1-4-2 事業の概要</p> <p>(1) <u>事業所在地の位置</u> 1) 位置図 2) 概況図 3) 詳細図*1</p> <p>(2) <u>事業計画</u> 1) 計画の概要 2) 土地利用計画 3) 造成計画*2 4) 道路計画*3 5) 環境保全対策*4 6) その他*5</p> <p>(3) <u>工事の概要</u> 1) 施工計画 2) 工事工程 3) 主要建設機械の稼働計画 4) 最盛期における建設資材等の搬入計画</p>	<p>1 第三分類事業が実施されるべき区域の状況</p> <p>1 <u>地域の自然的状況</u> 1-1 気象 1-2 水象 1-3 地形及び地質 1-4 動植物・生態系 1-5 景観・人と自然との触れ合いの場</p> <p>2 <u>地域の社会的状況</u> 2-1 人口及び産業の状況 2-2 交通の状況 2-3 土地利用の状況 2-4 河川、湖沼及び地下水の利用の状況 2-5 環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況及び住宅の配置の状況 2-6 環境の保全等を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 2-7 その他</p> <p>*1 横断面図、縦断面図 *2 残土処理計画(搬入・搬出)、盛土切土計画図 *3 道路計画図、主要道路断面図 *4 予測結果等と関係なく実施するものに限る *5 住宅計画、給水計画、排水計画、公園・緑地計画等(図を添付)</p> <p>資料は届出時点で入手可能なものとする。 資料はできるかぎり図面を添付し、具体的に記載する。 事業内容の詳細については、事業者が既に作成している事業説明書等を用いることができる。</p>

第2節 環境影響評価方法書手続（スコーピング）

1 環境影響評価方法書手続（スコーピング）とは

環境影響評価は、事業の内容を柔軟に変更できる早い段階で行うほど、高い効果をあげることができます。

また、事業が環境に及ぼす影響は、事業の内容や実施される地域の状況によって異なるため、環境影響評価もこれらに十分考慮して実施される必要があります。

例えば、同じ規模の道路を作る場合であっても、山間部を通る場合と都市部を通る場合では、事業による影響を受ける対象や、実施する環境の保全のための措置の内容が異なってきます。

このようなことから、事業の内容及び地域の状況を的確に把握し、メリハリの効いた環境影響評価を実現するために、事業者は事業計画の変更ができる早い段階から事業の内容及び地域の状況をもとに、事業が計画地及びその周辺の環境に及ぼす影響を把握するために必要な環境影響評価を行う項目及び手法の案を取りまとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、公開（公告、縦覧）します。

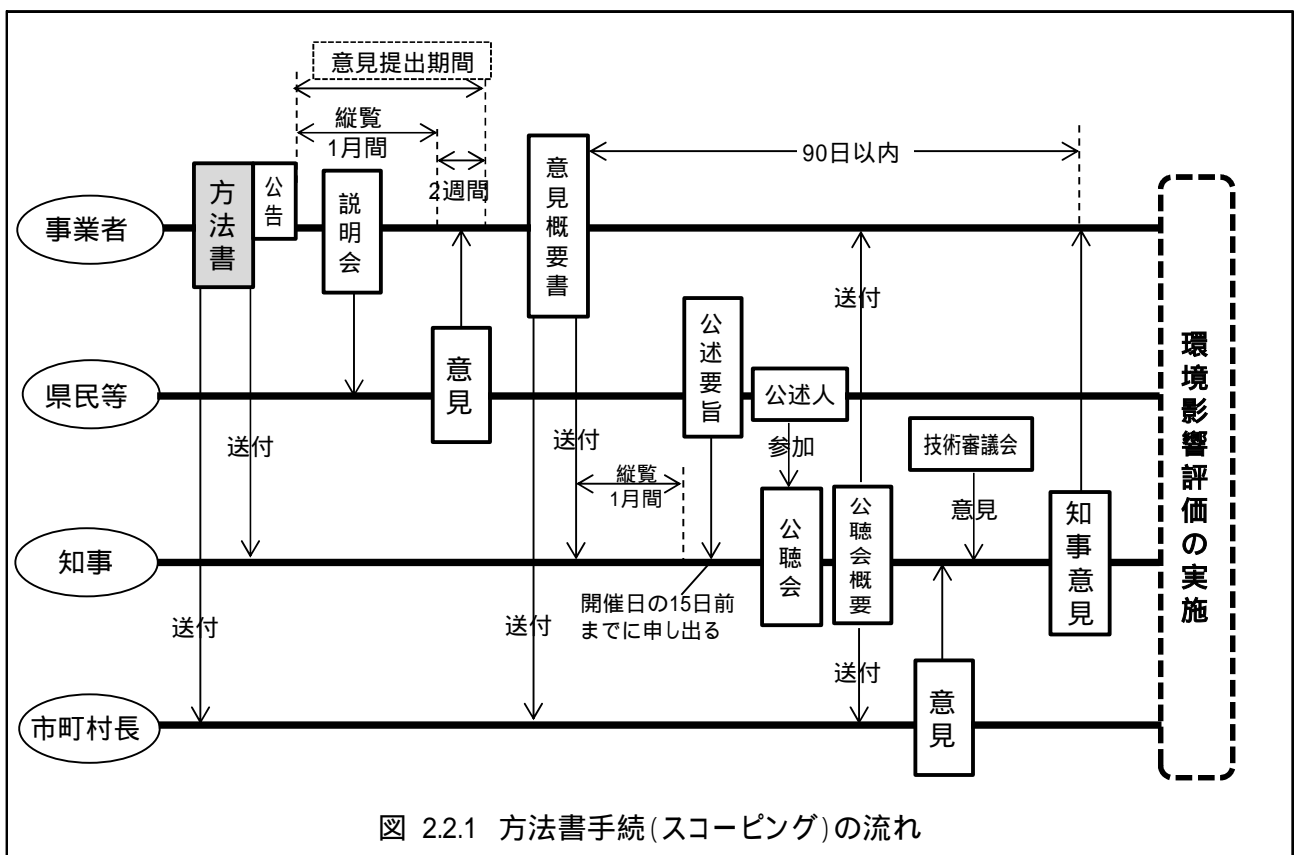
事業者は、方法書手続を通して、県民及び知事などから意見を聴き、これらの意見に配慮して環境影響評価を実施する項目や手法を選定します。

この手続のことを「スコーピング」といいます。「スコーピング(scoping)」とは、「絞り込む」という意味です。対象事業による環境影響を的確に把握するために、「事業の内容」と「地域の状況」から、その事業に必要な環境影響評価の項目を絞り込むことを意味しています。

2 方法書手続（スコーピング）の流れ

- ・ 対象事業を実施しようとする事業者は方法書を作成し、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(以下「影響を受ける市町村」という。)に方法書を送付します。
- ・ 事業者は、方法書の送付に併せて県民から広く意見を聴くために、方法書を縦覧する旨の公告を行うこととします。
- ・ 公告は、方法書の縦覧場所、期間及び縦覧に係る詳細な事項について、影響を受ける市町村が発行する公報又は広報誌への掲載や、日刊の新聞紙面への掲載など、適切な方法で行うこととします。
- ・ 方法書の縦覧は、事業者の事務所、県庁及び影響を受ける市町村の庁舎・関連施設など、県民が利用しやすい場所において1月間縦覧するとともに、県や事業者のホームページで公表します。
- ・ 事業者は、方法書の縦覧期間内に影響を受ける市町村内において、方法書の内容を広く知らせるために説明会を開催します。開催にあたっては、開催日の一週間前までに日時、場所等の公告を行う必要があります。
- ・ 事業者は、縦覧期間及び縦覧期間終了後2週間以内に、方法書の記載内容及び事業が行われる地域の詳しい情報について、県民から書面の提出により意見を受けつけます。
- ・ 事業者は、提出された意見を取りまとめた書類（以下「意見概要書」という。）を作成し、知事及び影響を受ける市町村に送付するとともに、知事から当該意見に対する見解を求められたときは、見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を知事に送付します。

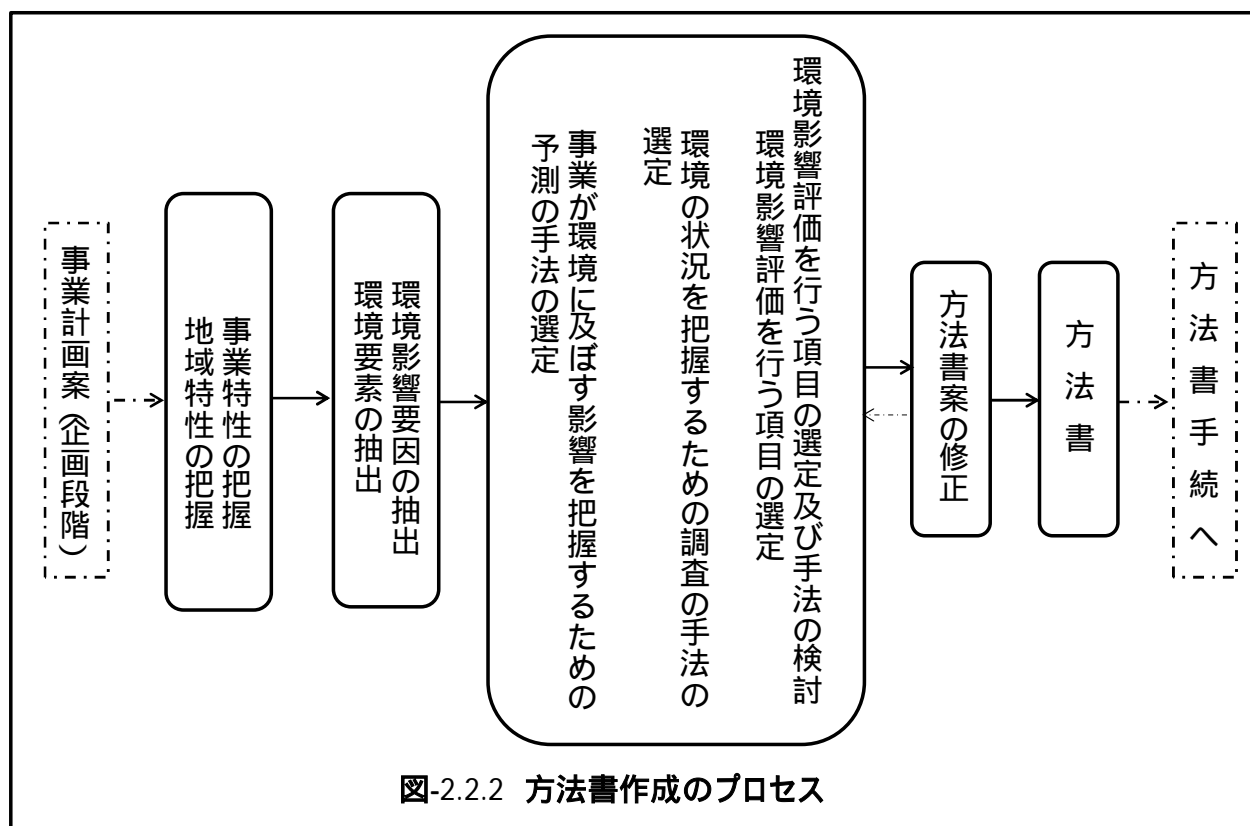
- ・ 知事は、意見概要書の送付を受け、これを縦覧し、公聴会を開催するとともに（第3章第4節参照）影響を受ける市町村及び技術審議会から意見を聴きながら、90日以内に知事意見を事業者に送付します。
- ・ 知事は、意見概要書の縦覧及び公聴会を開催する旨の公告をそれぞれ行います。
- ・ 意見概要書の公告は、縦覧期間及び縦覧の方法について、また、公聴会開催の公告は、公聴会の開催日及び公述方法等について、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して行います。
- ・ 知事は、意見概要書を1月間縦覧するとともに、公聴会開催の公告の日から開催15日前までの間に公聴会で意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）から、述べようとする意見の要旨を記載した書類（以下「公述要旨」という。）の提出を受けます。
- ・ 知事は、公聴会開催3日前までに公述人を選定し、公述人に対してその旨通知します。
- ・ 知事は、公聴会、技術審議会及び影響を受ける市町村長等の意見を勘案し、知事意見を作成し、事業者に送付します。
- ・ 事業者は知事意見の送付を受けた後、県民及び知事の意見をもとに方法書の記載内容について検討を加え、環境影響評価を行う項目及び手法を選定し、環境影響評価に着手します。



3 方法書の作成にあたって

(1) 方法書作成プロセス

方法書の作成にあたっては、下図に沿って検討し作成するものとします。



1) 対象事業の目的

環境影響評価は事業の実施に先立ち行うものであるため、事業の目的は計画の立案段階において十分検討されていることが前提となります。

そのため、事業の位置付け、必要性及びその背景等について具体的に記載することとします。

2) 対象事業の内容

方法書手続(スコーピング)段階における事業の内容は、手続を行う時点で明らかになっている事項を具体的に記載することとします。

3) 環境影響評価を行う項目(選定項目)並びに調査、予測の手法の選定(図-2.2.3)

環境影響評価を行う項目の選定にあたっては、対象事業の内容から事業の特性(以下「事業特性」という。)を把握し、それをもとに対象事業の実施により環境に影響を及ぼすと考えられる要因(以下「環境影響要因」という。)を抽出します。

これと併せて、対象事業が行われる区域及びその周辺の地域の状況から自然的状況及び社会的状況(以下「地域特性」という。)を把握します。

環境影響要因と地域特性をそれぞれ環境影響評価の項目に関連付けることによって、対象事業の実施が影響を及ぼす環境影響評価の項目(以下「環境要素」という。)を抽出します。

また、事業特性や地域特性を考慮した結果、環境影響評価の項目として山梨県環境影響評価等技術指針(以下「技術指針」という。)に掲げられていない項目についても、必要に応じて環境要素として追加することができます。

抽出した環境要素はそれぞれ、事業特性及び地域特性をもとに影響の重大性について客観的かつ科学的な検討を加え、環境影響評価を行う必要のある項目(以下「選定項目」という。)を選定します。

選定項目については、技術指針を参考にしながら最新の知見及び手法により、調査及び予測の手法を検討するものとします。

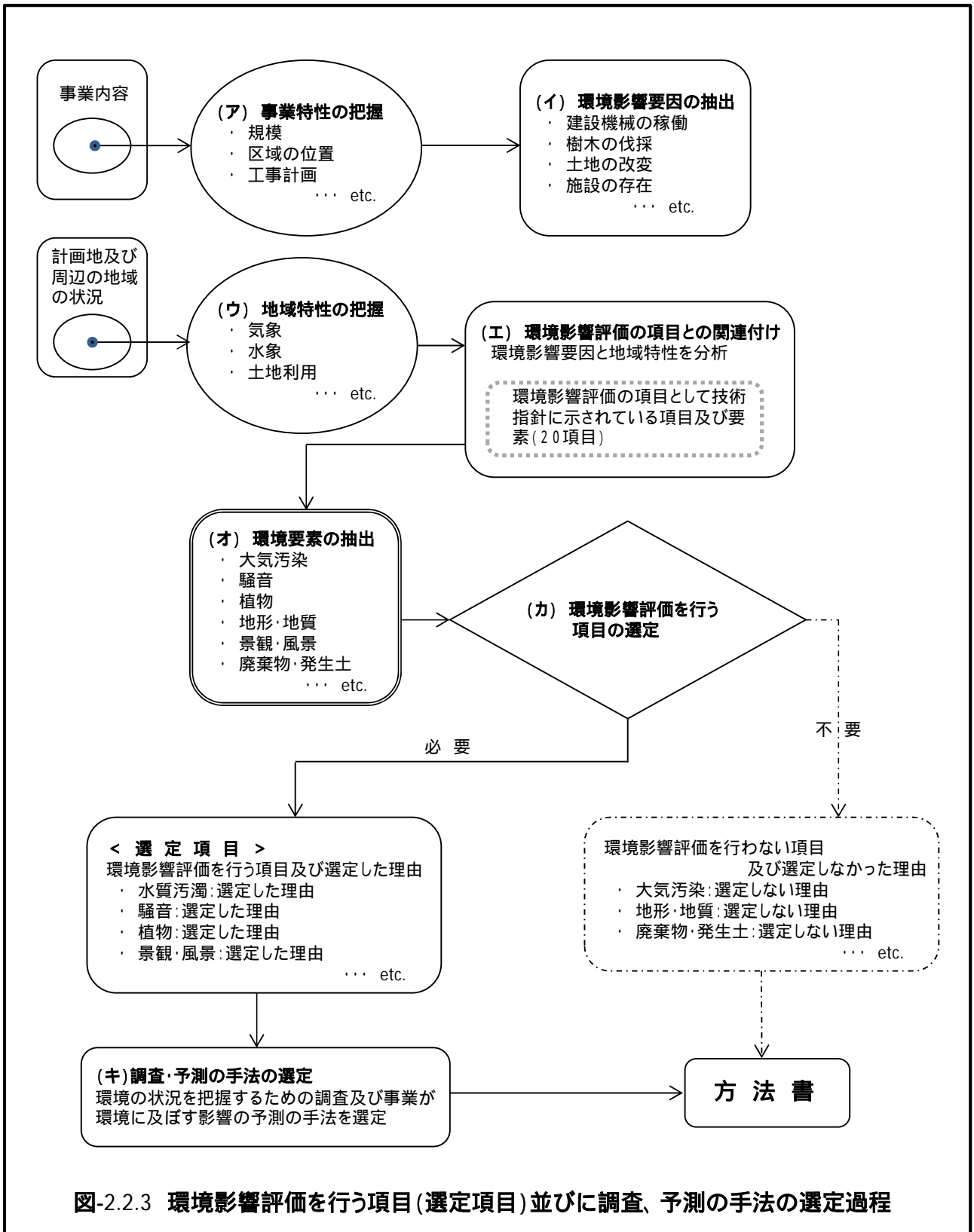


図-2.2.3 環境影響評価を行う項目(選定項目)並びに調査、予測の手法の選定過程

(ア) 対象事業の特性（事業特性）の把握

対象事業の内容をもとに表-2.2.1を参考にして事業特性を把握します。

表-2.2.1 事業特性（技術指針第1章第4 1(1)）	
ア	対象事業の種類
イ	対象事業実施区域の位置
ウ	対象事業の規模
エ	その他対象事業に関する事項

(イ) 対象事業の実施により環境に影響を及ぼす要因（環境影響要因）の抽出

事業特性をもとに、対象事業の実施中（工事中）及び実施後（完成後の施設の存在、事業活動など）の段階において、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の内容をその都度抽出します。

例えば、次のようなものです。

工事中の樹木の伐採、土地の改変、工事機械及び工事車両の通行など
 供用後の用地や工作物などの存在
 施設の供用に伴う施設の稼働、交通量の変化、地下水の使用など

(ウ) 自然的状況及び社会的状況の特性（地域特性）の把握

地域特性は、対象事業が実施される区域及びその周辺の地域の気象や水象、動植物の生息状況等の「自然的状況」と人口や産業、交通、土地利用等の「社会的状況」について、表-2.2.2の区分を参考にして把握します。

地域特性の把握は、入手可能な文献その他の資料などにより情報の収集を行うこととします。

表-2.2.2 地域特性（技術指針第1章第4 2(2)）	
情報の内容	区分
自然的状況	気象の状況
	水象の状況
	地形及び地質の状況
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況
	一般環境中の放射性物質の状況
社会的状況	人口及び産業の状況
	交通の状況
	土地利用の状況
	河川、湖沼及び地下水等の利用の状況
	学校及び病院その他環境の保全について特に配慮が必要な施設の状況及び住宅の配置の概況
	下水道等の整備の状況
	大気汚染、悪臭、騒音、低周波音、振動、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染その他の環境に係る状況（環境基準などの確保の状況を含む）
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況
その他の事項	

(工) 環境影響評価の項目との関連付け

本県の環境影響評価制度における環境影響評価の項目は、技術指針において「環境影響評価の項目」として20項目(表-2.2.3)を定めています。

事業者は、環境影響要因と地域特性をそれぞれ環境影響評価の項目に関連付けることによって、環境要素を抽出します。

技術指針で示した環境影響評価の項目は一般的なものであるため、事業特性や地域特性を考慮した結果、技術指針に示されていない項目であっても、対象事業が環境に及ぼす影響を把握するために必要であると判断したものについては、当該事業に係る環境要素に追加することができます。

表-2.2.3 環境影響評価の項目の範囲	
	技術指針の記載部分
1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目 (11項目)	
大気汚染	第2章第1
悪臭	第2章第2
騒音	第2章第3
低周波音 (に掲げるものを除く)	第2章第4
振動	第2章第5
水質汚濁	第2章第6
水象 (に掲げるものを除く)	第2章第7
地盤沈下	第2章第8
土壌汚染	第2章第9
地形・地質	第2章第10
日照障害	第2章第11
2 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する項目 (3項目)	
植物	第2章第12
動物	第2章第12
生態系	第2章第13
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する項目 (2項目)	
景観・風景	第2章第14
人と自然との触れ合いの活動の場	第2章第15
4 環境への負荷の量の低減に関する項目 (3項目)	
廃棄物・発生土	第2章第16
大気汚染物質・水質汚濁物質	第2章第17
温室効果ガス等	第2章第18
5 一般環境中の放射性物質に関する項目 (1項目)	
放射線の量	第2章第19

(オ) 環境要素の抽出

事業者は、環境影響要因と環境要素の関係を明確にするとともに、対象事業の工事中、完成後における施設の存在及び事業活動などの、事業の各段階ごとに整理します。

環境要素の整理にあたっては、各環境要素について環境影響要因が最も影響を及ぼす時期(例えば、工事の最盛期)及び環境要素が最も影響を受けやすい時期(例えば、動物の繁殖期)の関係についても把握することとします(既に明らかになっているものに限る)。

(カ) 環境影響評価を行う項目（選定項目）の選定

事業者は、環境影響評価をメリハリの効いたものとするため、抽出した環境要素ごとに事業特性及び地域特性を勘案しながら、選定項目を環境影響の程度に応じ、表-2.2.4をもとに整理することにより、選定します。

項目を選定するにあたっては、環境要素ごとに選定した理由、若しくは選定しない理由を明らかにすることとします。

表-2.2.4 選定項目の整理
ア) 環境影響評価を詳細に行う項目
イ) 環境影響評価を標準的に行う項目
ウ) 環境影響評価を簡略化して行う項目
エ) 一般的な環境保全対策で対応する項目
オ) 環境影響評価を行わない項目

詳細・標準的・簡略化等の判断は次のとおりとします。

- ・ 詳細：基準等の有無に関わらず、地域特性等を考慮し、標準的な場合と比較し、調査回数の増加や措置の充実等を特に図る場合
- ・ 標準的：法令や調査マニュアル等に適合するように調査・予測・評価を行う場合
- ・ 簡略化：法令等での規制や遵守すべきマニュアル等はないが、地域特性等を考慮して調査・予測・評価を行う場合で上記以外の場合

なお、一般的な環境保全対策とは地域特性を考慮せずに実施される環境保全対策（調査・予測・評価を実施しない）とします。

(キ) 調査、予測の手法の検討

事業者は、選定項目について事業特性及び地域特性をもとに、技術指針の内容に考慮しながら、地域の状況が適切に把握できるような調査及び予測の手法を検討することとします。

4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域を管轄する市町村

事業者は方法書手続（スコーピング）の過程において、事業の実施により影響を受けると考えられる地域を方法書に記載することとします。

（環境影響を受けるおそれのある地域が明確ではない場合は、事業実施区域を管轄する市町村及び隣接する市町村とします。）

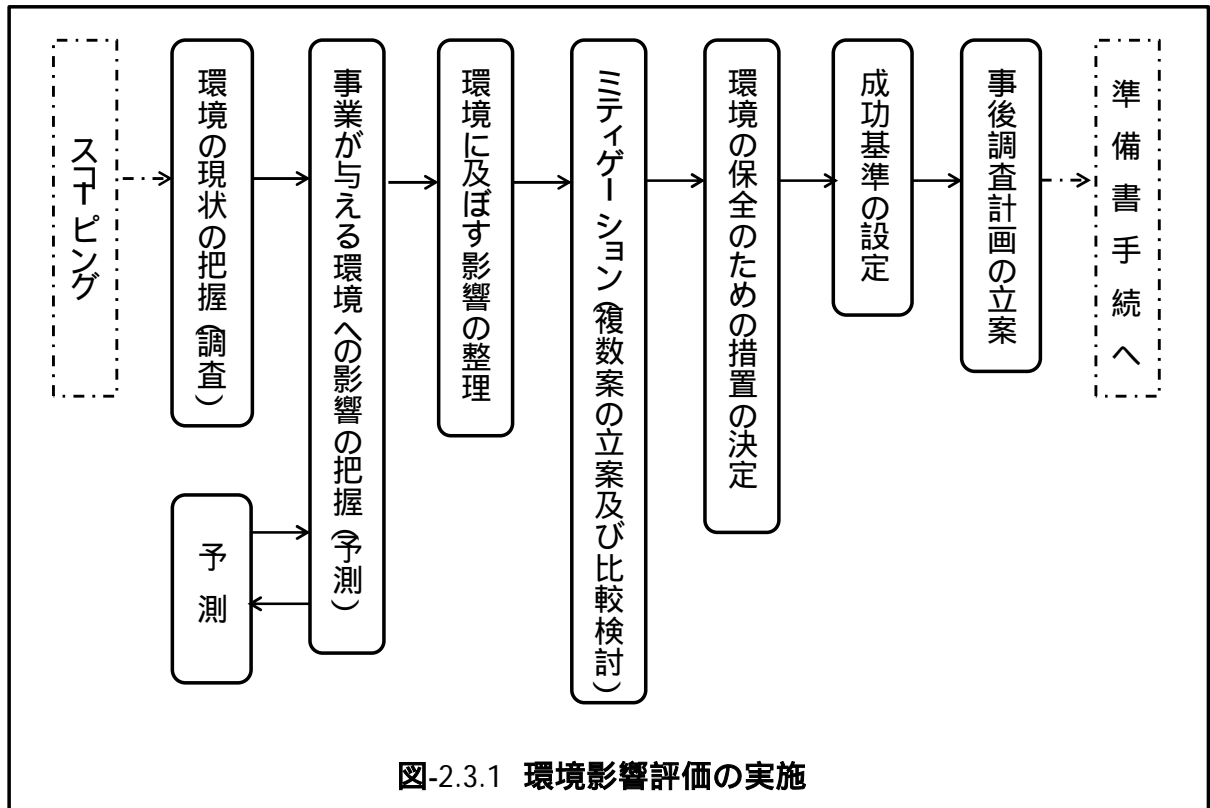
＜方法書の構成例＞	
<p>第1章 事業計画の概要</p> <p>1-1 <u>事業者の氏名及び所在地</u> 事業者の氏名 事業者の住所</p> <p>1-2 <u>事業の名称等</u> 対象事業の名称 対象事業の種類 対象事業の規模</p> <p>1-3 <u>対象事業が実施されるべき区域</u> 対象事業計画区域</p> <p>1-4 <u>事業の目的及び内容</u></p> <p>1-4-1 事業の目的 ○ 目的 ○ 計画地の選定理由</p> <p>1-4-2 事業の内容</p> <p>(1) <u>事業の所在地</u></p> <p>1) 位置図 2) 概況図 3) 詳細図</p> <p>(2) <u>事業計画</u></p> <p>1) 計画の概要 2) 土地利用計画 3) 造成計画（残土処理を含む） 4) 道路計画 5) 用水計画 6) 雨水排水計画 7) 防災計画 8) 環境保全対策 9) その他</p> <p>(3) <u>工事の概要</u></p> <p>1) 施工計画 2) 工事工程 3) 主要建設機械の稼働計画 4) 最盛期における建設資材等の搬入計画</p>	<p>第2章 事業特性</p> <p>2-1 <u>事業特性</u></p> <p>第3章 地域特性</p> <p>3-1 <u>地域の自然的状況</u></p> <p>3-2</p> <p>3-2-1 気象 3-2-2 水象 3-2-3 地形及び地質 3-2-4 動植物・生態系 3-2-5 景観・人と自然との触れ合いの場 3-2-6 一般環境中の放射性物質</p> <p>3-3 <u>地域の社会的状況</u></p> <p>3-3-1 人口 3-3-2 産業</p> <p>(1) 産業構造 (2) 農業 (3) 林業 (4) 工業 (5) 商業</p> <p>3-4 <u>土地利用</u></p> <p>3-5 <u>水利用</u></p> <p>(1) 水道 (2) 漁業権</p> <p>3-6 <u>交通</u></p> <p>3-7 <u>公共施設</u></p> <p>3-8 <u>観光・レクリエーション</u></p> <p>3-9 <u>史跡文化財</u></p> <p>3-10 <u>関係法令</u></p>

<p>第4章 環境影響要因及び環境要素の抽出</p> <p>4-1 <u>環境影響要因の抽出</u></p> <p>4-2 <u>環境要素の抽出</u></p> <p>第5章 環境影響評価を行う項目（選定項目）及び手法の選定</p> <p>5-1 <u>選定項目と選定理由</u> 選定しなかった理由を含む</p> <p>第6章 環境影響評価の手法</p> <p>6-1 <u>環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のための項目</u></p> <p>(1) 大気汚染 (2) 悪臭 (3) 騒音 (4) 低周波音 ((3) に掲げるものを除く) (5) 振動 (6) 水質汚濁 (7) 水象 ((6) に掲げるものを除く) (8) 地盤沈下 (9) 土壌汚染 (10) 地形・地質 (11) 日照障害</p> <p>6-2 <u>生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目</u></p> <p>(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系</p> <p>6-3 <u>人と自然との豊かな触れ合いの確保のための項目</u></p> <p>(1) 景観・風景 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>6-4 <u>環境への負荷の量の低減のための項目</u></p> <p>(1) 廃棄物・発生土 (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質 (3) 温室効果ガス等</p> <p>6-5 <u>一般環境中の放射性物質のための項目</u></p> <p>(1) 放射線の量</p> <p>第7章 環境影響評価図書を作成した事業者の氏名及び住所</p>	
---	--

第3節 環境影響評価の実施

1 環境影響評価の実施とは

事業者は選定項目について、対象事業実施区域及び周辺の地域について調査及び予測を実施し、明らかになった環境に及ぼす影響を緩和する手法（ミティゲーション）について検討を行い、それをもとに環境の保全のための措置を選定します。



2 環境の現状及び事業が与える環境影響の把握

(1) 環境の現状を把握するための調査の実施（調査）

事業者は、計画地及びその周辺において、文献調査、現地調査、聴き取り調査などの必要な調査を実施し、環境の現状を把握し、選定項目ごとに整理することとします。

(2) 事業が環境に及ぼす影響を把握するための予測の実施（予測）

事業者は、最新の知見をもとにシミュレーション、数理解析、現状との比較など、その地域へ事業が与える影響について、適切に判断できる手法により予測を行い、事業による環境影響を把握し、選定項目ごとに整理することとします。

(3) 調査及び予測の結果の整理

事業者は、調査及び予測の結果を、環境の現状と事業が及ぼす影響とを比較できるように取りまとめるものとします。

3 環境の保全のための措置の検討

(1) ミティゲーションとは

ミティゲーションとは、事業が環境に与える影響により、地域の環境の質及び量を悪化あるいは低下させないようにするために、環境に及ぼす影響を緩和する措置をいい、アメリカで構築された考え方です。

これは、事業者が環境に及ぼす影響を緩和するにあたり、どのような考え方に基づいて環境の保全のための措置を行うかを明確に示すものです。

(2) ミティゲーションの基本的な考え方

事業者は、事業の実施が必ず環境に影響を及ぼすことを前提として、計画地及びその周辺の環境に及ぼす影響を緩和するために、回避、最小化、代償の順でミティゲーションを検討することとします。

また、明らかとなった環境に及ぼす影響について、複数の環境の保全のための措置（複数案）を立案し、比較検討することにより、より効果のある環境の保全のための措置を選定するようにします。

回避・最小化・代償とは一般的に次の措置のことをいいます。

回避： ある行為の全部又は一部を行わないことにより、環境影響をできる限り回避すること。

最小化： ある行為の実施の規模又は程度の制限、若しくは影響を受けた環境を修復、再生あるいは復元することにより環境への影響をできる限り最小化すること。（環境影響を矯正することや軽減することを含む）

代償： 代用的な資源又は環境を置き換え、若しくは提供することにより環境影響を代償すること。

(3) 複数案とは

ある環境影響に対する環境の保全のための措置を選定するにあたり、事業者が行うこととした環境に及ぼす影響の緩和を実現するために立案される複数の環境の保全のための措置のことです。

実施する環境の保全のための措置は複数案の比較検討を行い、決定します。

例えば、事業者が（煙突からの排出ガスによる）大気環境への影響に係るミティゲーションを最小化により行おうとする場合、それを実現するために、煙突の位置や高さ等を変更した複数の案を立案し、比較検討を行ったうえで環境の保全のための措置を決定するということです。

事業者が行うこととした、ミティゲーションの基本的な考え方を踏まえた環境の保全のための措置の妥当性を明らかにするために、比較を行った複数案及びこれらの検討の経緯を環境影響評価準備書に記載することとします。

(4) 複数案の比較検討

複数案の比較検討は、単に環境保全目標の達成を目指す「目標クリア型アセスメント」ではなく、事業者が実現可能な範囲で環境への影響をできる限り小さくするための措置を講じる「ベスト追求型アセスメント」を実現できるようにするためのものです。

(5) 環境の保全のための措置の検討の手順

ミティゲーションの検討

環境に及ぼす影響を緩和するための具体的な方針の検討をすることとします。

複数案による環境の保全のための措置の比較検討

の方針に沿った、環境の保全のための措置の案を複数立案し、比較検討することとします。

行おうとする環境の保全のための措置の選定

により、比較検討を行った結果を受けて、行おうとする環境の保全のための措置を選定します。

環境の保全のための措置の成功基準の設定

環境の保全のための措置は、予測という不確実な要素を加味して立案されます。そのため、事業者は行おうとする環境の保全のための措置が技術的にどの程度まで環境に及ぼす影響を緩和することができるかを明確にする必要があります。また、これと併せて環境の保全のための措置が成功したかどうかを判断するための基準（以下「成功基準」という。）を設定することとします。

成功基準は、その措置により緩和できるとした環境への負荷が実際に緩和できているかどうかを判断する指標のことです。（例えば、排水の濃度、騒音の遮音効果、緑化における樹冠の成長度合い等）

成功基準の設定は計画地及びその周辺の環境の現状と環境の保全のための措置の水準を考慮して設定することとします。

ただし、成功基準は地域の環境の状況をもとに決定するものであるため、成功基準として安易に、環境基準や排出基準等を採用しないこととします。

環境の保全のための措置を実施した後に、なおも残る環境影響の把握

事業者は、環境の保全のための措置を行った場合と当該措置を行わなかった場合とを比較することにより、環境に及ぼす影響の軽減の度合いを明確にすることとします。

また、当該措置を行った後に、最終的に残る影響についても明確にするとともに、その理由を明らかにすることとします。

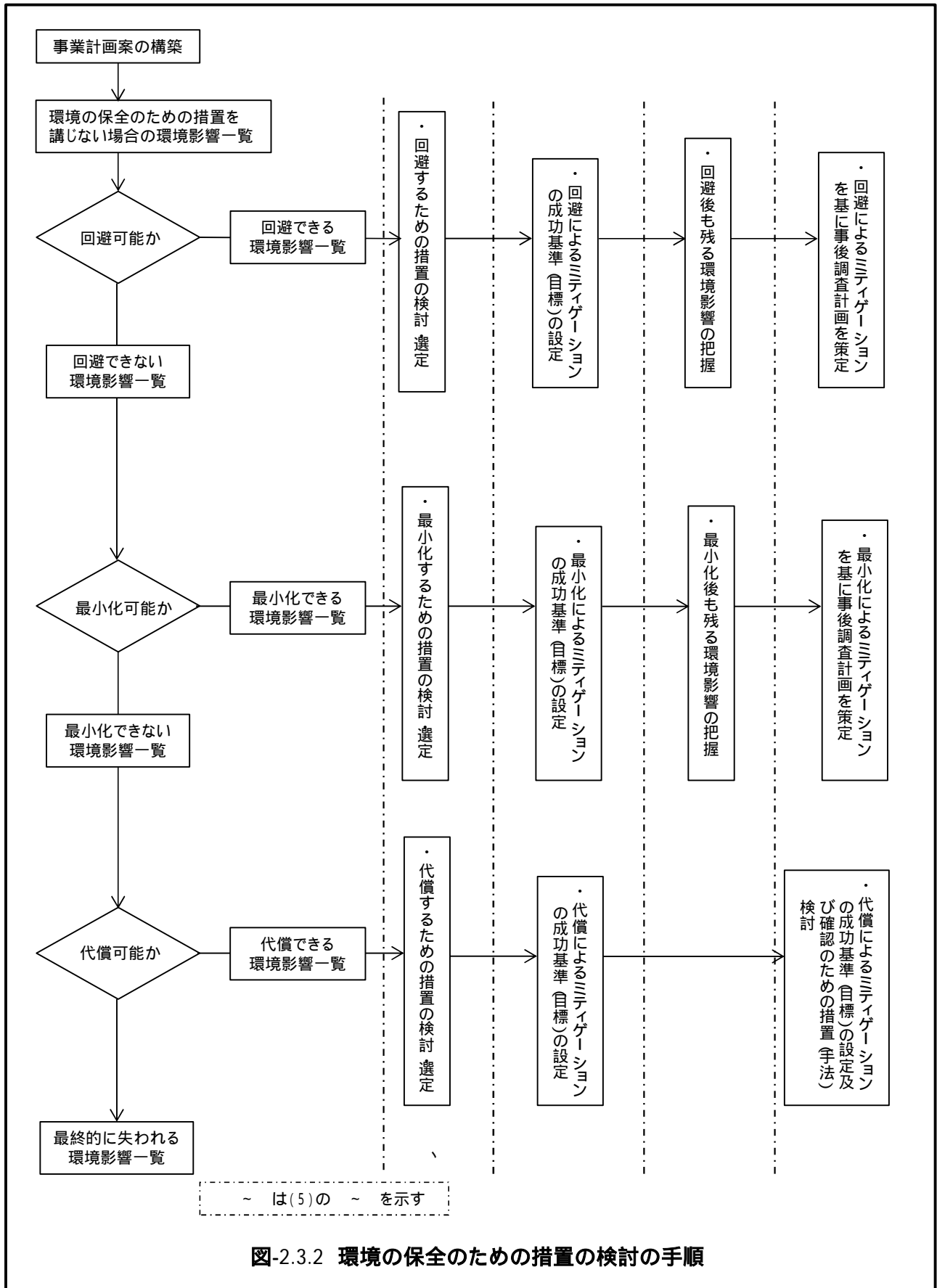
選んだミティゲーション以外のミティゲーション（上記 で回避を選んだ場合は、最小化・代償）についても、同様に検討等（ ~ の手順）をすることとします。

選んだミティゲーションの措置の実施により、最終的に残る影響がない場合については不要です。

環境の保全のための措置を代償により行うこととした場合は、回避・最小化が困難である理由を明らかにするとともに、失われる環境及び創出される環境の区域、種類、内容についても整理することとします。

事後調査計画等の立案

選定項目について、環境の保全のための措置の実施状況及びその措置が講じられたことによる環境への影響を把握するための調査（事後調査）及び将来の環境の状況に応じて行うこととした環境の保全のための措置に係るモニタリング調査に関する実施計画を立案することとします。



第4節 環境影響評価準備書手続

1 環境影響評価準備書手続とは

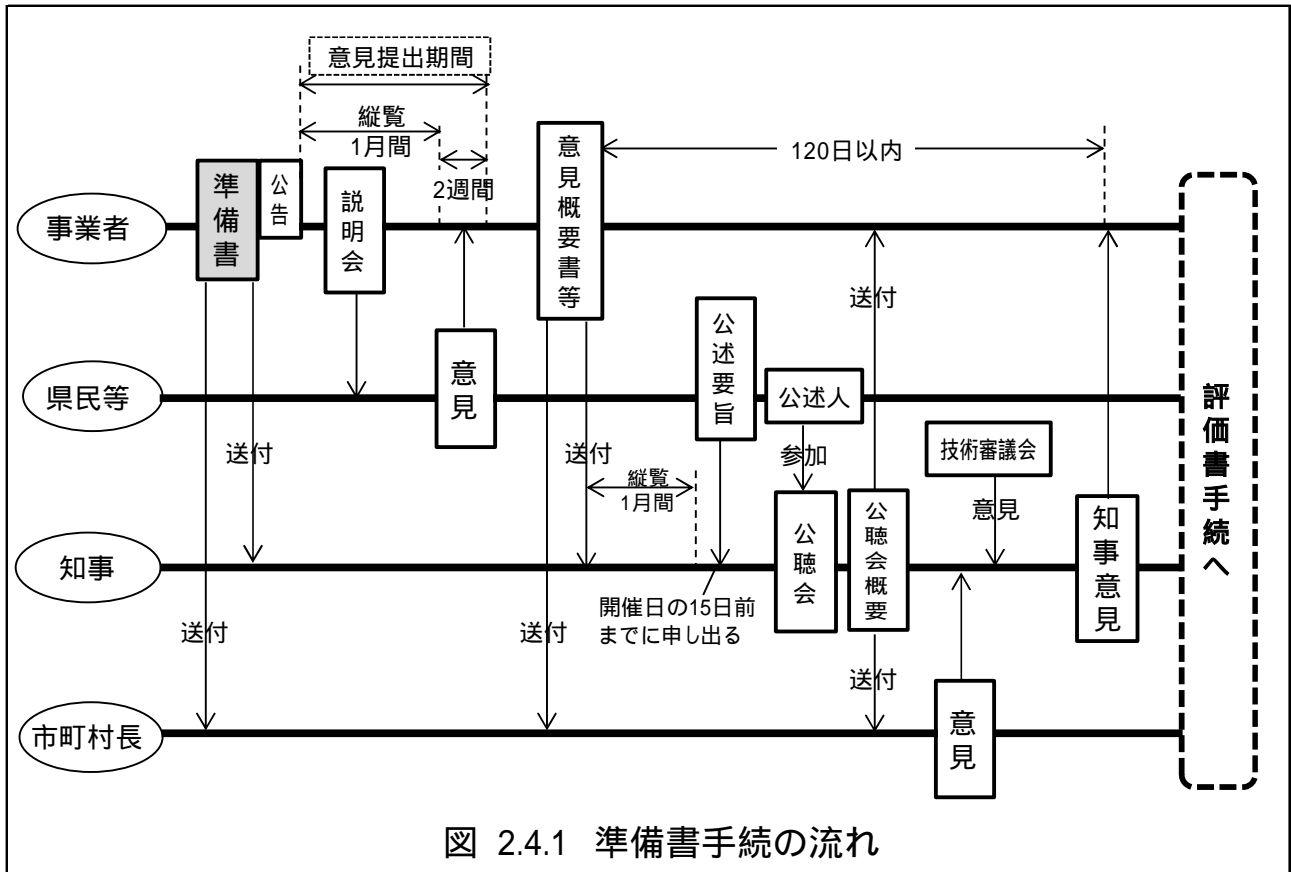
事業者が、調査及び予測の結果、環境の保全のための措置の案とその検討経緯、事後調査計画などを取りまとめた環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成し、その内容を広く情報公開するとともに、準備書の内容について説明会を開催します。

事業者は、準備書手続を通して、県民及び知事などから意見を聴き、これらの意見に配慮して環境影響評価の内容に検討を加える手続です。

2 環境影響評価準備書手続の流れ

- ・ 方法書手続を経て実施された環境に係る調査が終了すると、事業者は準備書を作成し、知事及び影響を受ける市町村に加えて新たに影響を受けることが明らかになった市町村（以下これらの市町村を「関係市町村」という。）に送付します。
なお、新たに影響を受けることが明らかになった市町村へは準備書と併せて方法書も送付することとします。
- ・ 事業者は、準備書の送付に併せて県民から広く意見を聴くために、準備書を縦覧する旨の公告を行うこととします。
- ・ 公告は、準備書の縦覧場所、期間及び縦覧に係る詳細な事項について、関係市町村が発行する公報又は広報誌への掲載や、日刊の新聞紙面への掲載など、適切な方法で行うこととします。
- ・ 準備書の縦覧は、事業者の事務所、県庁及び関係市町村の庁舎・関連施設など、県民が利用しやすい場所において1週間縦覧するとともに、県や事業者のホームページで公表します。
- ・ 事業者は、準備書の縦覧に併せて、関係市町村内において、準備書の内容を広く知らせるために説明会を開催することとします。開催にあたっては、開催日の一週間前までに日時・場所等の公告を行う必要があります。
説明会は、準備書の記載内容について説明するために行うものであり、事業の是非を検討・議論する場ではありません。
- ・ 事業者は、縦覧期間及び縦覧期間終了後2週間以内に、準備書についての意見を得るために、県民から書面の提出により意見を受けつけます。
- ・ 事業者は、提出された意見の概要及び意見に対する見解を取りまとめた書類（以下「準備書についての見解書」という。）を作成し知事及び関係市町村に送付し、準備書及び準備書についての見解書に対する知事意見を聴きます。
- ・ 知事は、準備書についての見解書の送付を受け、これを縦覧し、公聴会を開催するとともに（第3章第4節参照）、関係市町村及び技術審議会から意見を聴きながら、120日以内に知事意見を事業者に送付します。
- ・ 知事は、準備書についての見解書の縦覧及び公聴会を開催する旨の公告をそれぞれ行います。
- ・ 準備書についての見解書の公告は、縦覧期間及び縦覧の方法について、また、公聴会開催の公告は、公聴会の開催日及び公述方法等について、県庁前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示して行います。

- ・ 知事は、準備書についての見解書を1月間縦覧するとともに、公聴会開催の公告の日から開催15日前までの間に公聴会で意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）から、述べようとする意見の要旨を記載した書類（以下「公述要旨」という。）の提出を受けます。
- ・ 事業者は、知事意見の送付を受けた後、県民及び知事の意見に配慮しながら準備書の記載内容について検討を加え環境影響評価書を作成します。



3 準備書の作成にあたって

(1) 準備書作成プロセス

準備書の作成にあたっては、下図に沿って検討し作成するものとします。

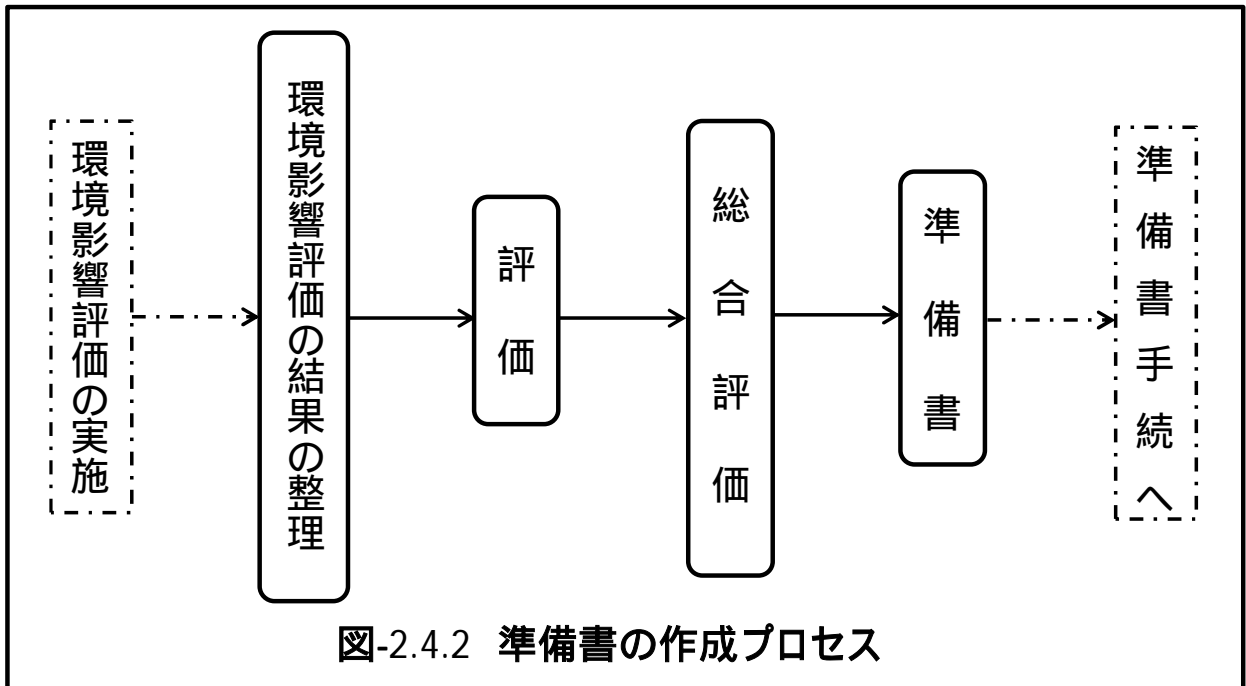


図-2.4.2 準備書の作成プロセス

1) 環境影響評価の結果の整理

事業者は、準備書を作成するにあたって、事業者が行った環境影響評価が適正なものであることを容易に理解できるようにするため、環境影響評価の結果（調査、予測の結果、環境の保全のための措置及びその検討経緯）を選定項目ごとに整理することとします。

2) 評価

事業者は、対象事業が環境に及ぼす影響について、現在の環境の状況、環境を保全するための措置を講じない場合、当該措置を講じた場合(全ての代替案)を比較することにより、実施することとした環境の保全のための措置が適正なものであることを明らかにすることとします。

これに併せて、環境の保全の措置を講じても最終的に残ってしまう影響の内容及びその理由について明らかにすることとします。

< 代替案を含む評価の記載 >

	現状	保全措置なし	保全措置 A	保全措置 B	保全措置 C	保全措置 ...
措置の内容						
現状						
軽減の度合い						
最終的に残る影響						

3) 総合評価

事業者は、評価の結果講じることとした環境の保全のための措置について相互関係及び事業計画との整合性を取ることにより、事業計画がどのように環境に配慮されたものとなったかを明確に示すこととします。

この時、環境の保全措置の相互関係に不整合等が発生した場合においては、再度環境の保全のための措置の内容を検討することとします。

2)評価及び3)総合評価は、環境への影響について明らかにするためのものであるため、「...は影響がある」「...は影響がない」といった判定を行うためのものではありません。

(2) 代替案との比較検討(条例第16条第1項第8号ロ)

本県の制度においては、事業者が実現可能な範囲で、環境への影響を最も小さくするための措置を十分考慮したうえで構築した事業計画案について、当該案構築に至る手順・工法等(例えば、構造物の構造、色彩、配置、施工手順等)の選定プロセスを準備書に記載することを求めています。

この選定プロセスの記載にあたっては、当該措置と同等の成果を達成し得る他の手順・方法を「代替案」として記載し、両者(又は2以上の複数案)を比較検討することにより、事業計画案の妥当性を検証できるようにします。

(3) 準備書の記載について

準備書の記載については、特別な場合(希少動植物の営巣・生息地等)を除いて、具体的にその内容を記載することとします。

そのため、下に示す例のように、その内容が不明確になるような記載を行わないこととします。

例

- ・ ...必要な措置を...する
- ・ ...努めて...する
- ・ ...ほとんど...ないものとする
- ・ ...相当程度...することができる
- ・ ...適切に処置する
- ・ ...相当量...する

特に、環境の保全のための措置の記載にあたっては、事業実施中及び実施後に事業主体が変わることも予想されるため、環境の保全のための措置の実施に関する責任の所在を明確なものとするため、「いつ、どこで、だれが、何を、何のために、どんな方法でおこなうのか(5W1H)」を明確に記載することとします。

<p>< 準備書の構成例 ></p> <p>第1章 事業計画の概要 方法書手続を参照</p> <p>第2章 関係地域 環境影響を受ける範囲であると認められる地域(条例第16条第3項)</p> <p>第3章 事業特性(条例第7条第1項第2号) 方法書手続を参照</p> <p>第4章 地域特性(条例第7条第1項第3号) 方法書手続を参照</p> <p>第5章 方法書に対する意見及び事業者の見解</p> <p>5-1 環境の保全の見地から意見のある者の意見の概要及び事業者の見解</p> <p>5-2 方法書についての公聴会の概要</p> <p>5-3 方法書についての知事意見</p> <p>5-4 知事意見に対する事業者の見解</p> <p>第6章 環境影響要因の把握 方法書手続を参照</p> <p>第7章 環境影響評価の項目 方法書手続を参照</p> <p>第8章 環境影響評価の項目の選定にあたって知事の助言(ある場合)(条例第14条第2項関係)</p> <p>第9章 環境影響評価の結果</p> <p>9-1 環境影響評価の結果</p> <p>9-1-1 大気汚染</p> <p>(1) 調査の方法・予測手法</p> <p>(2) 調査の結果</p> <p>(3) 予測の結果</p> <p>(4) 環境の保全のための措置及び検討経緯</p> <p>(5) 評価</p> <p>(6) 成功基準</p> <p>他の選定項目についても同様</p>	<p>第10章 対象事業に係る環境影響の総合評価</p> <p>第11章 事後調査計画</p> <p>第12章 環境影響評価を行なった事業者の氏名及び住所 環境影響評価を行った者の氏名 環境影響評価を行った者の住所</p> <p>第13章 資料編(別冊可)</p>
---	--

空白

第5節 環境影響評価書手続

1 環境影響評価書手続とは

事業者が、準備書手続を通して得られた県民及び知事などの意見をもとに、準備書の内容に検討を加えた書類（環境影響評価書（以下「評価書」という。））を作成し、その内容について知事などの意見を聴きながら、事業計画及び環境の保全のための措置の内容を決定する手続です。

事業者は、最終的に実施することとした事業計画及び環境の保全のための措置を取りまとめた評価書（評価書の補正を行った場合は補正後のもの）を情報公開します。

事業者は、環境影響評価書手続が終了した後、個別法などの許認可手続を経て対象事業に着手することができます。

2 評価書手続の流れ

- 事業者は、準備書手続を通して得られた県民及び知事などの意見に対する見解を明らかにするとともに、事業計画及び環境の保全のための措置の内容に検討を加えた評価書を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- 知事は、評価書の送付を受け、関係市町村及び技術審議会から意見を聴きながら、60日以内に知事意見を事業者に送付します。
- 事業者は、知事意見の送付を受けた後、知事意見に配慮して評価書の記載内容について検討を加え、事業の内容に修正が必要な場合は、その内容に応じた手続を行うこととします。（表-2.4.1）

表-2.4.1 評価書の修正内容と実施する手続（条例第26条関係）

評価書の修正内容	実施する手続
1) 対象事業の目的及び内容の変更	事業規模の縮小等に該当しない場合は、方法書手続から再実施
2) ・事業者の氏名及び住所の修正 ・意見概要及び見解などの修正	評価書の補正
3) その他	修正部分について調査・予測・評価を実施後、評価書の補正

- 事業者は、評価書を補正した場合その補正内容を明らかにした書類（以下「補正後の評価書」という。）を作成し、知事及び関係市町村長に送付します。
- 事業者は、補正後の評価書の送付に併せて県民に補正後の評価書を縦覧する旨の公告を行うこととします。
- 公告は、補正後の評価書の縦覧場所、期間及び縦覧に係る詳細な事項について、関係市町村が発行する公報又は広報誌への掲載や、日刊の新聞紙面への掲載など適切な方法で行うこととします。
- 補正後の評価書の縦覧は、事業者の事務所、県庁及び関係市町村の庁舎・関連施設など、県民が利用しやすい場所において1月間縦覧するとともに、県や事業者のホームページで公表します。
- 事業者は、公告後、許認可に必要な手続を行い事業に着手します。

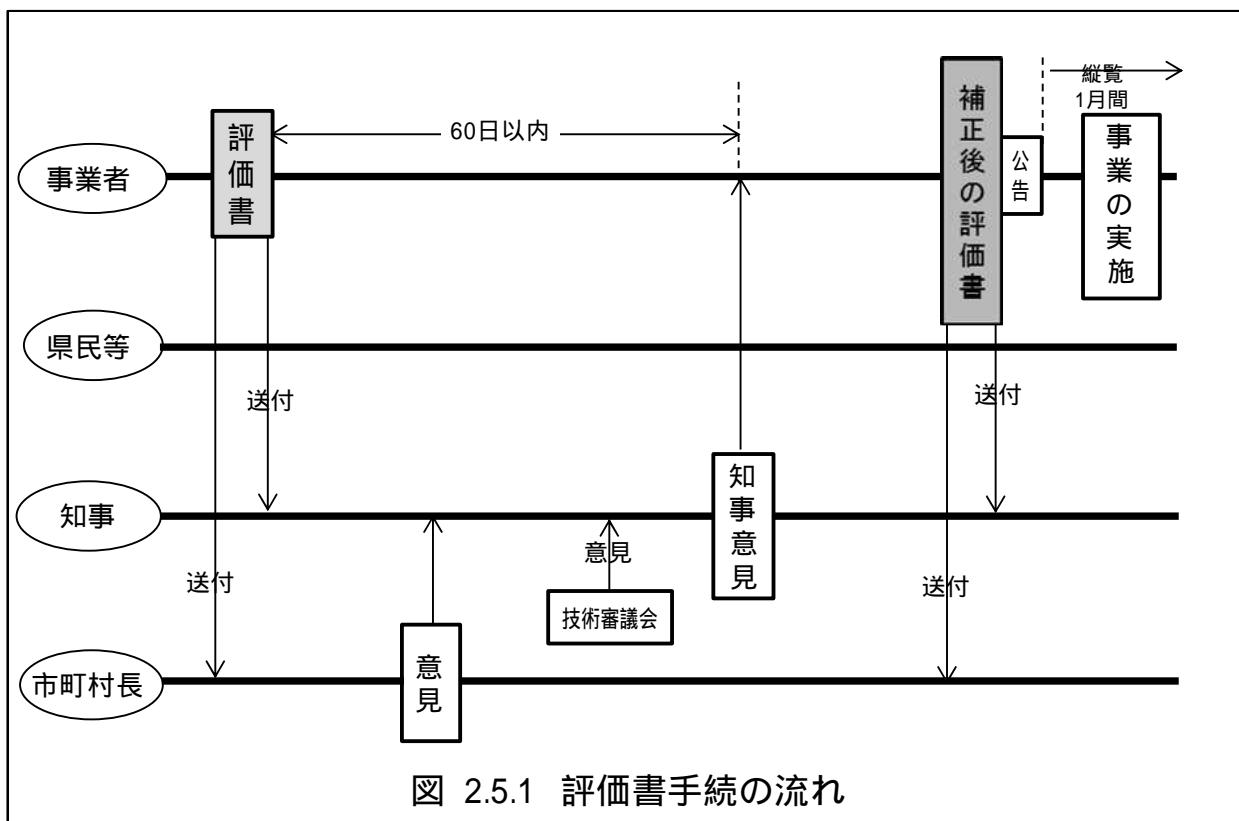


図 2.5.1 評価書手続の流れ

3 評価書作成にあたって

(1) 評価書作成プロセス

評価書の作成にあたっては、下図に沿って検討し作成するものとします。

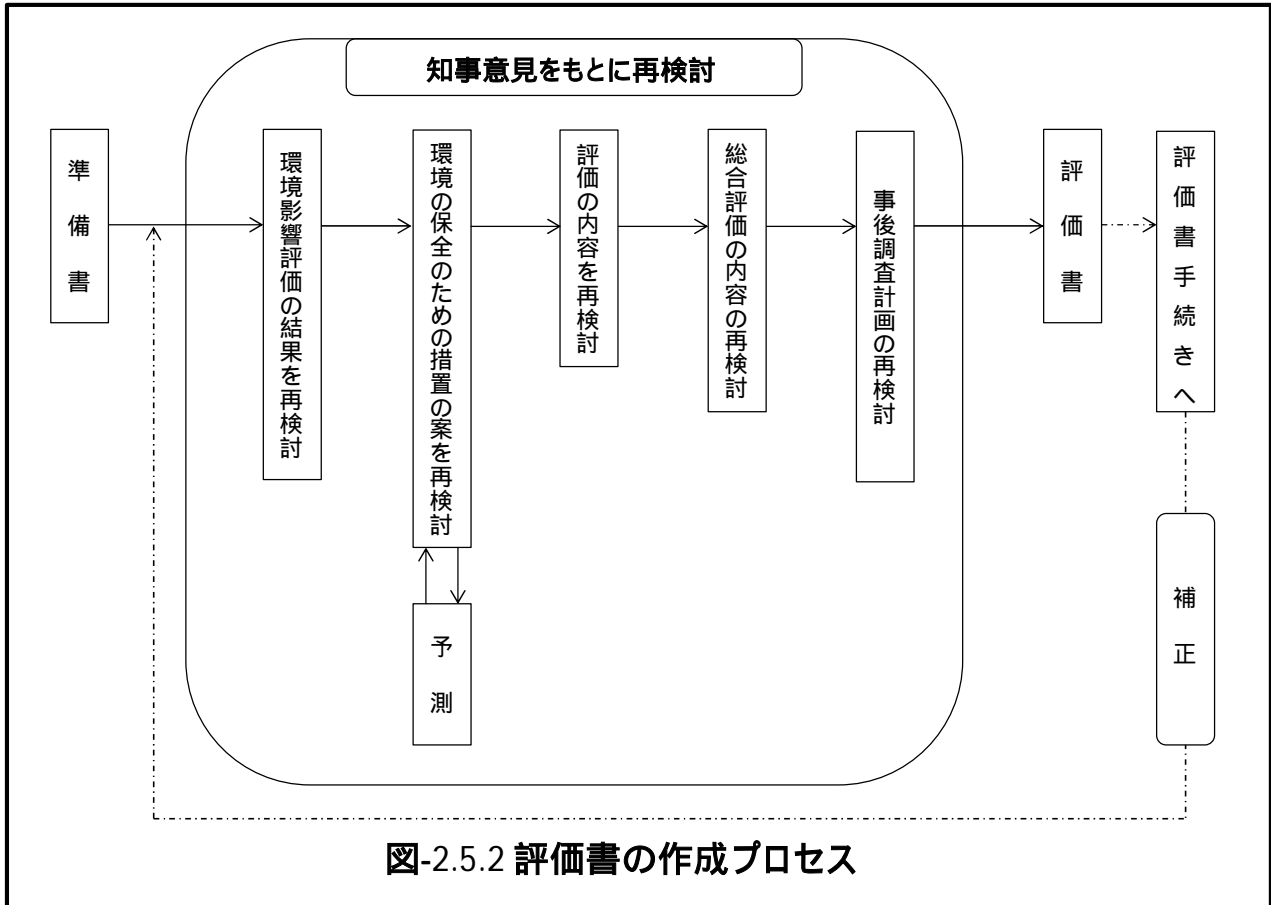


図-2.5.2 評価書の作成プロセス

(2) 評価書の補正等について

評価書の内容について、修正を行おうとする場合においては、当該修正により、次の項に該当する場合以外は、方法書手続から再度手続を行うものとする。（条例 26 条、規則 37 条）

また、評価書の内容について変更を行った場合については、修正箇所と修正内容について比較することにより明らかにすること。

- 1) 規模の縮小（事業規模以外の対象事業の内容の修正を併せて行うものであって、当該修正により環境影響が増加することとなるものを除く）
- 2) 軽微な修正（当該修正により環境影響が変化することのないもの）
- 3) 当該修正により環境影響が低減することが明らかであるもの

< 評価書・補正後の評価書の構成例 >	
<p>第1章 事業計画の概要 方法書手続を参照</p> <p>第2章 関係地域 準備書手続を参照</p> <p>第3章 事業特性 方法書手続を参照</p> <p>第4章 地域特性 方法書手続を参照</p> <p>第5章 方法書及び準備書に対する意見及び見解</p> <p>5-1 方法書に対する意見のある者の意見の概要</p> <p>5-2 方法書に対する公聴会の概要</p> <p>5-3 方法書に対する知事の意見</p> <p>5-4 意見に対する事業者の見解</p> <p>5-5 準備書に対する意見のある者の意見の概要</p> <p>5-6 準備書に対する公聴会の概要</p> <p>5-7 準備書に対する知事の意見</p> <p>5-8 意見に対する事業者の見解</p> <p>第6章 環境影響要因の把握 方法書手続を参照</p> <p>第7章 環境影響評価の項目 方法書手続を参照</p> <p>第8章 環境影響評価の項目の選定にあたっての知事の助言（ある場合のみ）</p> <p>第9章 環境影響評価の結果 準備書手続を参照</p> <p>第10章 対象事業に係る環境に及ぼす影響の総合的評価 準備書手続を参照</p>	<p>第11章 準備書から修正した個所及び内容の一覧</p> <p>第12章 環境影響評価を行なった事業者の氏名及び住所 準備書手続を参照</p> <p>第13章 資料編(別冊可)</p>

第6節 事業実施中及び実施後の手続

1 事業実施中及び実施後の手続とは

事業者は、対象事業の実施中（工事中）及び実施後（完成後の施設の存在、事業活動など）において、評価書に記載された環境の保全のための措置の実施状況や、その措置がとられたことによる影響及び環境影響評価を行った時点では予測し得なかった環境に及ぼす影響を把握するため、事後調査等を実施するとともに、その結果（中間報告書若しくは完了報告書（以下「報告書」）という。）について情報公開を行います。

事業者は報告書を公開することにより、県民及び知事などから意見を聴き、これらの意見を以後の事業に反映させるための手続です。

2 事業実施中及び実施後の手続の流れ

事業に着手した事業者は、事後調査等の結果を取りまとめた報告書を作成し、知事及び関係市町村に送付します。

事業者は、報告書の送付に併せて県民から広く意見を聴くために、報告書を縦覧する旨の公告を行うこととします。

公告は、報告書の縦覧場所、期間及び縦覧に係る詳細な事項について、関係市町村が発行する公報又は広報誌への掲載や、日刊の新聞紙面への掲載など、適切な方法で行うこととします。

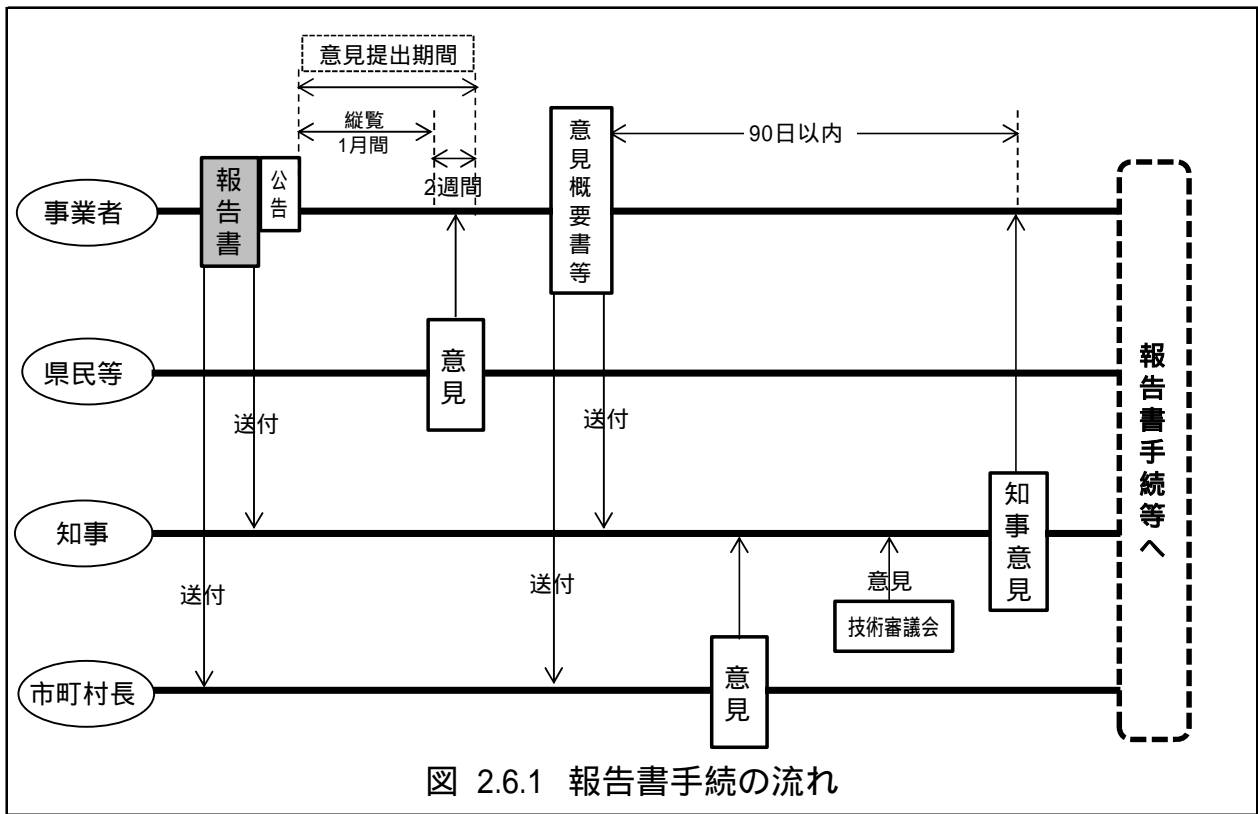
報告書の縦覧は、事業者の事務所、県庁及び関係市町村の庁舎・関連施設など、県民が利用しやすい場所において1月間縦覧するとともに、県や事業者のホームページで公表します。

事業者は、縦覧期間及び縦覧期間終了後2週間以内に、報告書の記載内容についての意見を得るために、県民から書面の提出により意見を受けつけます。

事業者は、提出された意見の概要及び意見に対する見解を取りまとめた書類（以下「報告書に関する見解書」という。）を作成し知事及び関係市町村に送付します。

事業者から報告書に関する見解書が送付されると知事は、90日以内に関係市町村及び技術審議会から意見を聴きながら、知事意見を事業者に送付します。

事業者は、知事意見の送付を受けて、県民及び知事の意見に配慮しながら環境の保全のための措置の内容について再検討を加え、以後の事業を実施します。



3 報告書作成プロセス

(1) 報告書作成プロセス

報告書の作成にあたっては、下図に沿って検討し作成します。

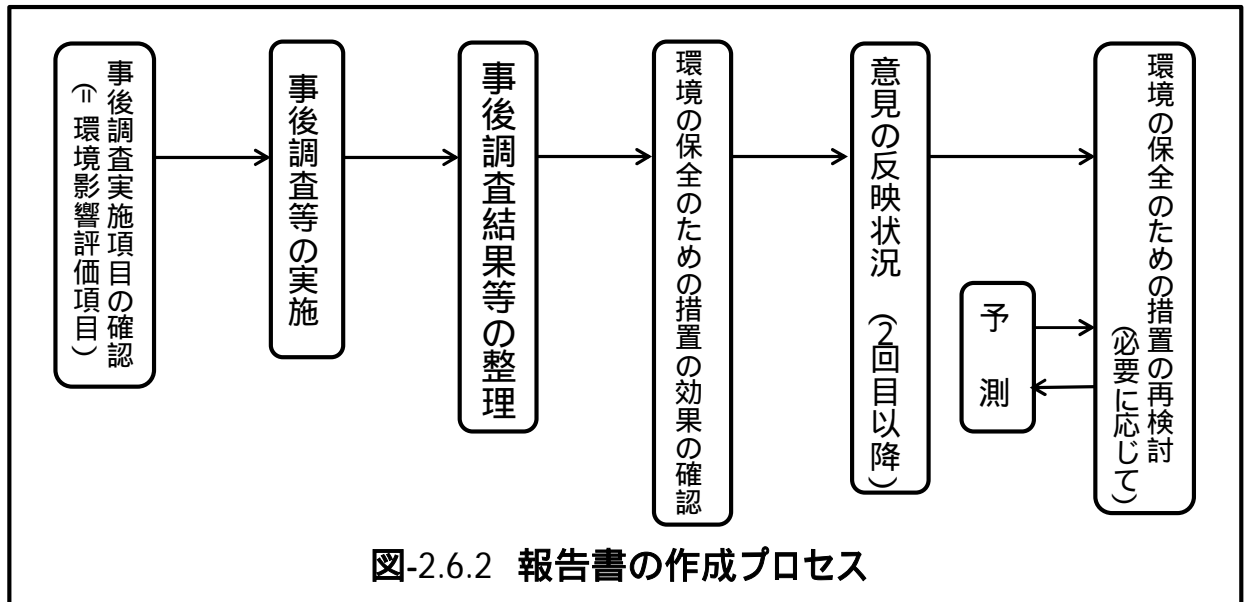


図-2.6.2 報告書の作成プロセス

1) 環境の保全のための措置の実施状況及び効果

事業者は、環境の保全のための措置の実施状況等について取りまとめることにより、当該措置を実施することにより緩和することが出来ると予測された結果と事後調査等の結果と比較し、環境の保全のための措置の効果を明確にすることとします。

2) 意見の反映状況（2回目以降の報告書に記載）

報告書に対する県民及び知事の意見などの反映状況を以前の報告書の内容と比較できるように記載するとともに、意見に対する見解がある場合は併せて記載することとします。

3) 環境の保全のための措置の再検討の結果

事業者は、県民及び知事などからの意見に配慮して、環境の保全のための措置の再検討を行った場合、その経緯及び内容が明確になるように記載することとします。

(2) 報告書の報告回数等

1) 事業実施中間報告書

報告回数：知事と協議を行い決定することとする。

その際、自然環境の回復状況については、事業者が設定した成功基準を達成するまでの期間を考慮して決定することとします。

調査時期：工事の最盛期等保全措置の効果が最も把握しやすい時期に実施

2) 事業完了報告書

報告回数：原則として1回とする。

(ただし、自然環境の回復状況調査については、事業者が設定した成功基準を達成するまで実施するものとする。)

調査時期：供用開始後、施設の稼働状況等が予測条件に達した時点

<p><報告書の構成例></p> <p>第 1 章 事業計画の概要 方法書手続を参照 事業完了後に他の事業者に事業を引き継ぐ場合には、引継後の代表者の氏名及び住所についても明記する。</p> <p>第 2 章 関係地域 準備書手続を参照</p> <p>第 3 章 意見及び見解 (中間報告書の 2 回目以降又は完了報告書) 3-1 中間報告書に対する環境の保全の見地から意見のある者の意見の概要 3-2 知事の意見の内容 3-3 意見に対する事業者の反映状況及び見解</p> <p>第 4 章 事後調査対象項目及び調査手法 4-1 事後調査を行う項目 4-2 調査方法</p> <p>第 5 章 事後調査等の結果 5-1 事後調査の概要 5-1-1 環境の保全措置の実施状況 5-1-2 調査結果 ・ 環境アセスメントの時点では、影響の程度が明らかになっていなかったものを含む 5-1-3 成功基準の達成状況 事後調査の他、モニタリング調査等を実施している場合にはその調査結果等も記載することとする。</p> <p>第 6 章 報告書作成までの地域への対応状況 住民説明会等の対応状況等を記載</p> <p>第 7 章 環境の保全のための措置の再検討</p> <p>第 8 章 環境影響評価を行なった事業者の氏名及び住所 準備書手続を参照</p>	<p>第 9 章 資料編(別冊可)</p>
--	------------------------------

空白

第3章 情報公開と住民参加

第1節 住民参加の意義

環境影響評価を地域の環境の状況に見合った効果的なものとするため、各手続段階(表-3.1.1)において、その地域の環境の状況に詳しい人々から意見を聴き、それを事業の内容に柔軟に取り入れて行く必要があります。

本制度においては、事業をより環境に配慮したものとするため、県民や専門家をはじめとする人達から、事業者や知事が「意見」を聴く機会として、事業者に対する「意見書」の提出、知事が主催する「公聴会」における公述という2通りの方法があります。

表 3.1.1 住民参加の機会

手続段階	意見内容
方法書手続	環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法などに関する事
準備書手続	環境影響評価の結果、環境の保全のための措置の内容などに関する事
事業実施中及び実施後の手続	中間報告書及び事業完了報告書の調査結果、対応状況、環境保全のための措置の内容などに関する事

第2節 意見の形成にあたって

環境影響評価制度の大きな目的のひとつは、事業が行われる地域の環境の状況に詳しい人々から、地域の環境の状況や事業の影響に関する情報を得ることにより、事業をより一層環境に配慮したものとする事です。

例えば、県民が、「ここにはこんな植物がある」、「の生態を把握するためには、この手法では影響が把握できない」といった、事業者が把握しにくい事項に係る意見を述べることによって、事業者が事業計画をより環境に配慮したものとする事が出来ます。

第3節 意見書の提出

事業者は方法書手続、準備書手続並びに事業実施中及び実施後の手続において、方法書、準備書、報告書を縦覧し、意見を求めます。

事業者は、これらの書類を縦覧する旨の公告をおこない、1月間縦覧します。

県民は、縦覧期間(1月間)及び縦覧期間終了後2週間以内に、住所、氏名、意見を述べる事業の名称及び意見の内容を記載した書面(意見書)を提出することが出来ます。

事業者は、意見の概要を取りまとめた書類及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を知事及び影響を受ける関係市町村長に送付します。

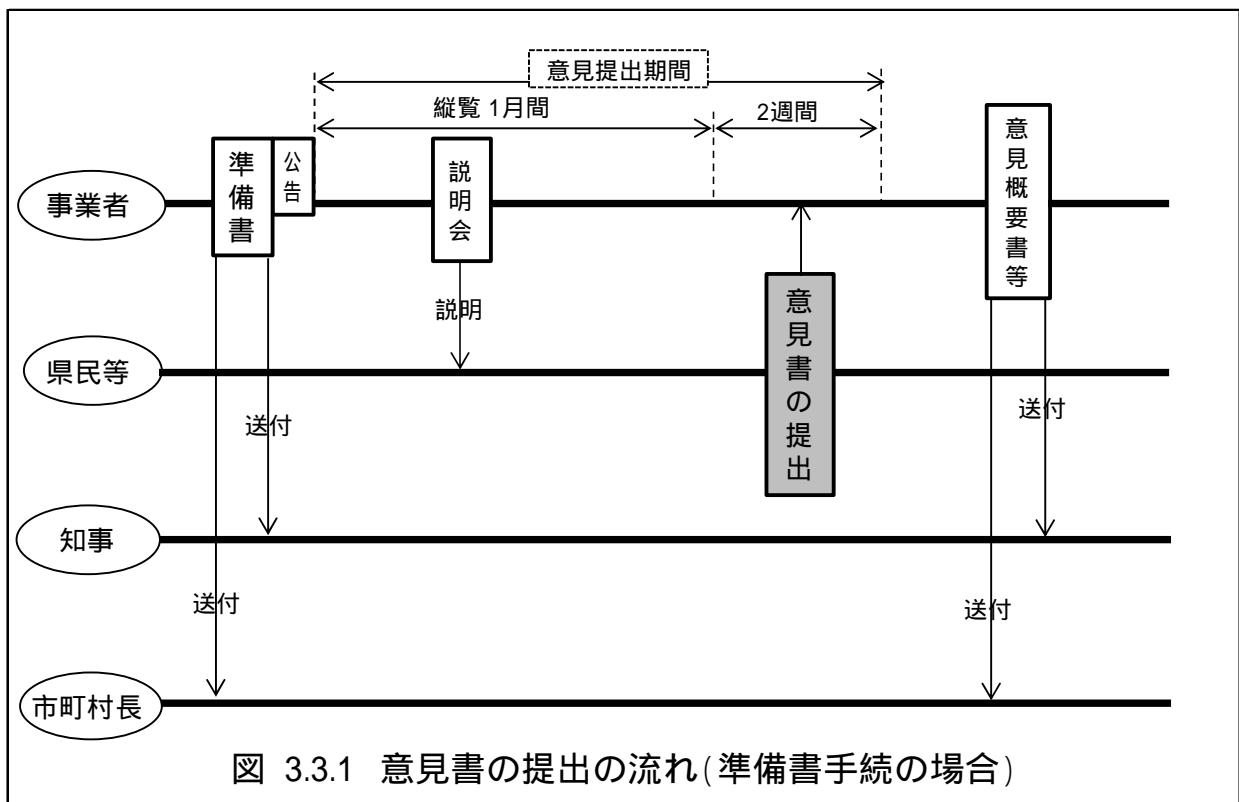


図 3.3.1 意見書の提出の流れ(準備書手続の場合)

第4節 公聴会への参加

知事は、方法書手続及び準備書手続において環境の保全の見地からの意見を求めるための公聴会を開催します。公聴会において意見のある人は、意見を述べることができます。

公聴会の開催にあたり知事は、事業者から送付された意見概要書又は見解書の縦覧に併せて、公聴会の開催30日前までに開催する旨の公告を行います。

公述人は、公聴会が開催される15日前までに、公述要旨を知事に提出することができます。

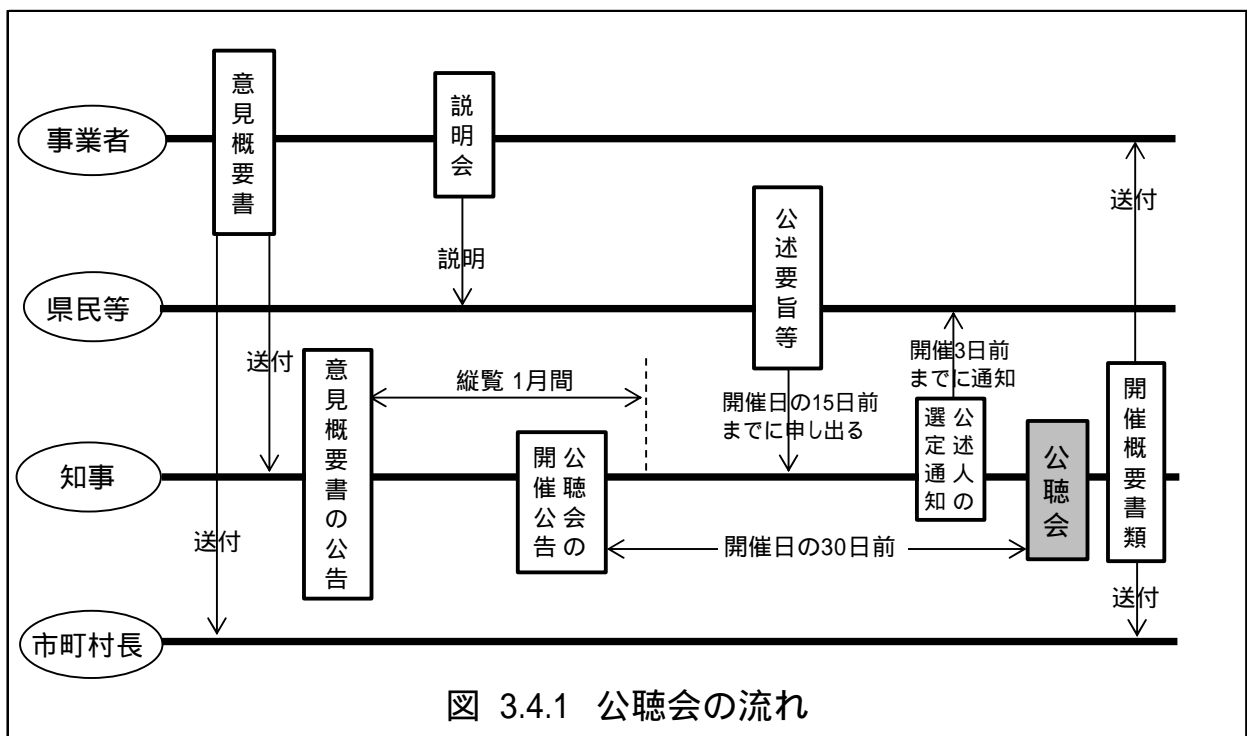
知事は、提出された公述要旨等をもとに公述人を選定し、通知します。(類似した意見が多数の場合は抽選により選定します。)

公聴会において公述人は、公述要旨をもとに意見を述べることができます。

公聴会は公開で行なうため、公聴会の傍聴を希望する人は傍聴することができます。

なお、公聴会は、次の場合には開催されません。

- 1) 事業に対する意見がない場合
- 2) 公聴会における公述要旨の提出がない場合
- 3) その他(公聴会が円滑に開催できないことが明らかな場合等)



第5節 公告・縦覧

1 事業者の行う公告・縦覧

事業者は、環境影響評価に関する書類（以下「関係書類」という。）を縦覧する旨を、関係市町村が発行する公報、広報誌又は日刊新聞紙に掲載することにより公告します。

関係書類は、事業者の事務所、県庁及び関係市町村の庁舎・関連施設等で、1月間縦覧し、誰でも見ることができるものとします（コピーサービスがある縦覧場所では、コピーも可能とします）。

2 知事が行う公告・縦覧

知事は、事業者から送付された意見の概要を取りまとめた書類及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類を縦覧する旨を、県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示することにより公告します。

これらの関係書類は、県庁及び関係市町村の庁舎・関連施設等で、1月間縦覧され、誰でも見ることができます（コピーサービスがある縦覧場所では、コピーも可能とします）。

第6節 説明会の開催

事業者は、関係市町村内において、県民等に方法書、又は準備書の内容について、理解を深めてもらうために、説明会を開催します。

第7節 本制度において述べることのできない意見

本制度は事業の実施の際に環境の保全について適正な配慮を行うための手続制度であるため、「意見書」及び「公聴会」において事業の可否等についての意見を述べることはできません。

第4章 環境影響評価等技術審議会

第1節 環境影響評価等技術審議会とは（条例第47条関係）

学識経験者15名以内で構成され、科学的、客観的な立場から本県の環境影響評価の各手続段階において、環境の保全の見地から調査・審議を行い、知事意見を形成するために設置された知事の附属機関です。

第2節 環境影響評価等技術審議会について

1 技術審議会の開催（条例第47条第2項及び第3項）

各環境影響評価手続段階、技術指針の見直し、その他環境影響評価制度の運用において必要と認める場合に開催されます。

2 技術審議会の公開について

技術審議会の公開

平成17年7月8日の技術審議会において、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であるとし、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすることとします。

開催回数

技術審議会は各手続段階で2回以上開催します。

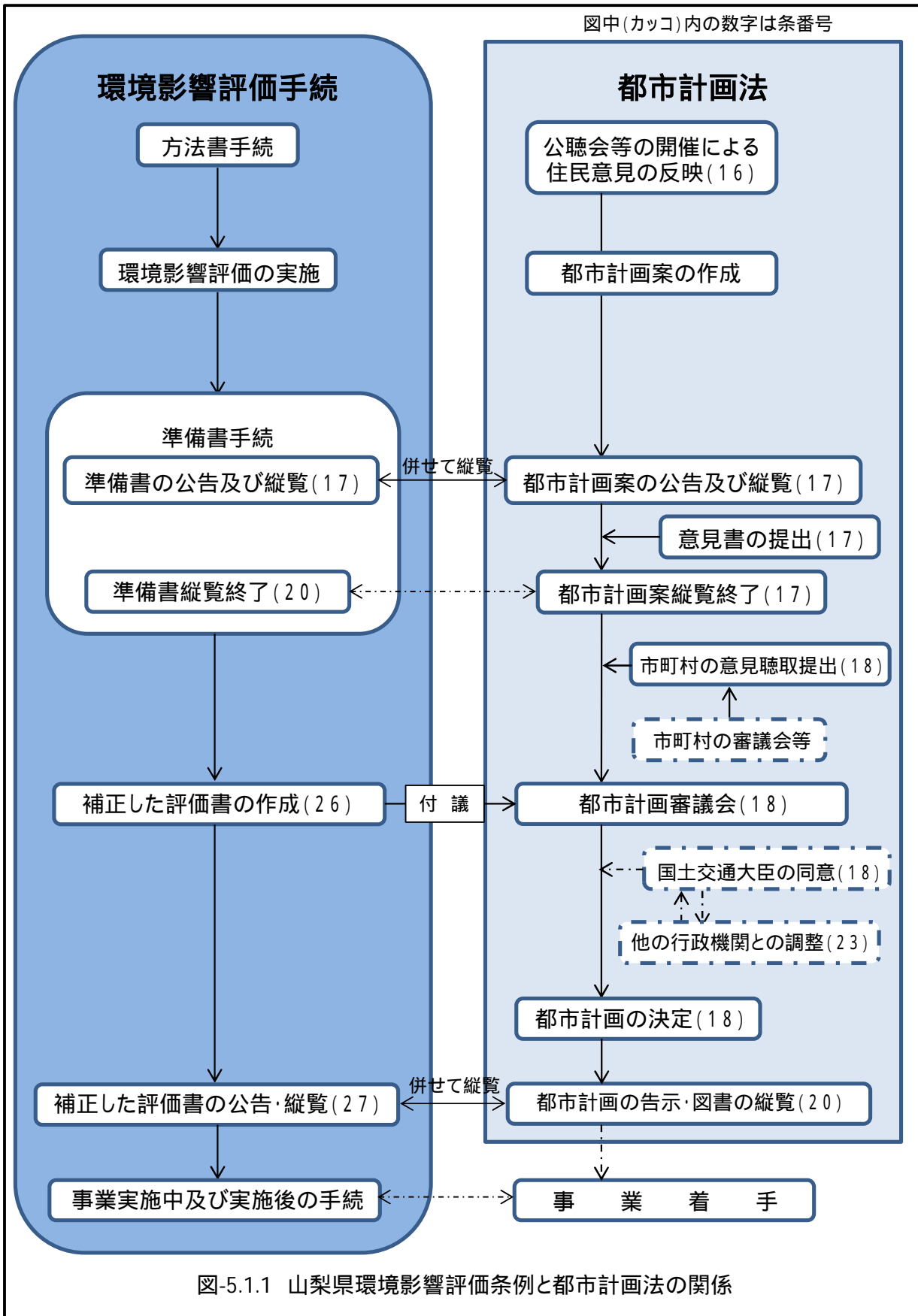
1回目：現地調査及び事業内容の確認 2回目：知事意見骨子の検討

審議内容の公表について

技術審議会の審議内容は、委員の氏名を記載した上で概要(議事録)を公開します。

第5章 他法令との関係

第1節 都市計画法との関係



改正記録

初版 平成 1 2 年 3 月

改正 平成 1 5 年 6 月

平成 1 8 年 3 月

平成 3 0 年 3 月

問い合わせ先

山梨県森林環境部大気水質保全課

山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1

e-mail : taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp

電話 : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 5 1 3